

衆議院 農林水産委員会 會議録 第三号

平成二十一年三月十八日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 遠藤 利明君

理事 今村 雅弘君

理事 七条 明君

理事 宮下 一郎君

理事 筒井 信隆君

理事 赤澤 亮正君

理事 伊藤 忠彦君

理事 江藤 拓君

理事 小野 次郎君

理事 岡部 英明君

理事 近藤三津枝君

理事 谷川 弥一君

理事 中川 泰宏君

理事 丹羽 秀樹君

理事 松本 洋平君

理事 森山 裕君

理事 石川 知裕君

理事 小平 忠正君

理事 神風 英男君

理事 仲野 博子君

理事 吉田 泉君

理事 菅野 哲雄君

木村 太郎君

宮腰 光寛君

笹木 竜三君

西 博義君

井上 信治君

岩永 峯一君

小里 泰弘君

近江屋信広君

木原 稔君

篠田 陽介君

徳田 毅君

永岡 桂子君

馬渡 龍治君

茂木 敏充君

山内 康一君

大串 博志君

佐々木隆博君

高井 美穂君

福田 昭夫君

井上 義久君

石破 茂君

石田 祝稔君

江藤 拓君

尾崎 春樹君

佐藤 正典君

政府参考人
(農林水産省大臣官房総括審議官) 針原 寿朗君

政府参考人
(農林水産省大臣官房総括審議官) 實重 重実君

政府参考人
(農林水産省総合食料局長) 町田 勝弘君

政府参考人
(農林水産省消費・安全局長) 竹谷 廣之君

政府参考人
(農林水産省生産局長) 本川 一善君

政府参考人
(農林水産省経営局長) 高橋 博君

政府参考人
(農林水産省委員会専門員) 板垣 芳男君

委員の異動

三月十八日

辞任

飯島 夕雁君

小野 次郎君

河井 克行君

斉藤斗志二君

永岡 桂子君

西川 公也君

佐々木隆博君

横山 北斗君

補欠選任

篠田 陽介君

山内 康一君

近藤三津枝君

馬渡 龍治君

岡部 英明君

松本 洋平君

福田 昭夫君

吉田 泉君

同日

辞任

岡部 英明君

近藤三津枝君

篠田 陽介君

馬渡 龍治君

松本 洋平君

山内 康一君

福田 昭夫君

吉田 泉君

補欠選任

永岡 桂子君

河井 克行君

飯島 夕雁君

斉藤斗志二君

西川 公也君

小野 次郎君

佐々木隆博君

横山 北斗君

三月十七日

農業・農村振興対策の強化等に関する陳情書
(山形市松波四のの一の二五白田金次郎)(第四六号)

農業振興地域制度に関する陳情書(岐阜市今沢町一八八野通)(第四七号)
は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律案
(内閣提出第二二八号)

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案(内閣提出第二九号)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

○遠藤委員長 これより會議を開きます。
内閣提出、米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律案、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。
この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省大臣官房長佐藤正典君、大臣官房総括審議官針原寿朗君、大臣官房総括審議官實重重実君、総合食料局長町田勝弘君、消費・安全局長竹谷廣之君、生産局長本川一善君、経営局長高橋博君及び文部科学省大臣官房審議官尾崎春樹君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○遠藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。今村雅弘君。

○今村委員 おはようございます。

きょうは、貴重な質問の時間をいただきました。ありがとうございます。早速でございますが、中身に入らせていただきます。

昨今の世界の食料事情等々を踏まえまして、まさに食料安全保障というのは大変な重みを持つてきたわけでございます。もちろん従来からもちろんでございますが、特に最近、その必要性が痛感されます。

そういう意味で、従来の自給率という概念から、今、自給力という概念が出てまいりました。これは、いざというときの備えあるいは国土保全等々を含めまして、やはりしっかりとした農業の生産基盤を確立しておこうではないかということであるというふうに理解をしております。そのためには、農地、農家、農村、こういったものをしっかりと支えていかなければいけないわけでございます。

その一環として、今、自給率を四〇%から五〇%に上げる、そしてまた、そのために水田フル活用ということも打ち出されているわけでございます。こういったものの一環として、特に米の利用といいますか活用といいますか、もっと拡大しようではないかといったことの必要性、そしてまた、それについてのいろいろな、トレーサビリティの問題等々が出てまいります。そういったことをあわせて今回のこの三つの法律の改正あるいは新しい法律ということになってきているというふうに思っております。

そういう意味で、きょうは、大きく分けまして、トレーサビリティーの確立と、それからもう一つ、新しい活用を進めていく上での支援水準のあり方、この大きな二項目に分けてお話を伺いたいと思います。

まず、トレーサビリティーの確立の件でございます。

これはちょっと技術的な話になるかもしれませんが、今回の法案で、新用途への利用の促進に関する法律案、これはわかるわけですが、もう一つ、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案、そしてもう一つは、いわゆる食糧法であります。主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案ということになっております。これは、いわゆる食糧法が基本法であるからその中に追加をする、第二節の第一款の二ということで追加になっているわけでございます。これは恐らく、今日までの規制緩和の流れにつきまして反省を込めてこういった条項を入れたというふうには思っております。

ただ、ちょっと伺いたいのは、そもそも論として、新法の情報の記録及び云々の中に、思い切ってトレーサビリティーはこっちで全部くるんだというやり方もあったのではないかと思います。こういった法律のつくりの仕組みになった経緯、またねらいを伺いたいと思います。

○町田政府参考人 お答え申し上げます。

今回、米トレーサビリティー法案、また食糧法の改正法案を出させていただいているわけですが、その経緯といましようか、その説明をさせていただきます。

まず、米トレーサビリティー法でございますが、これは、米穀だけではなく、米穀を原材料としたします加工品を対象に取引等の記録を義務づけることによりまして、食品の事故や表示偽装、米の横流しなどさまざまな流通上の問題に幅広く対応できるような共通の仕組みを整備しようとするものでございます。したがって、食品衛生法、

またJAS法、食糧法などの既存の法律におさまる内容ではないということから、新たな法律として措置することとしたものでございます。

他方、米穀の出荷、販売業者に対する遵守事項の導入でございますが、これは米穀の出荷、販売業者のみを対象としておりまして、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するという食糧法の目的に包含されるものでありますことから、食糧法の改正として措置をすることとしたところでございます。

○今村委員 大体わかるわけですが、米穀と米穀等という使い分けもしてありますし、もう思い切った新法の方にくくってしまってもよかったんじゃないかなというふうに私は思っているというのを申し上げたいと思います。

それから、時間がないので先に急ぎますが、トレーサビリティー、これは本当にいろいろな事件が起きたわけですが、言うはやすく、実際のチェックというのは非常に難しいんじゃないかなというふうには思っております。

そうした中で、先般、これは朝日新聞だったと思いますが、いわゆるMA米でもって非常にカビが多発しているという話が出ておりました。これについては、昨年の秋ですか、いわゆる売買の委託契約書の見直し等もやられて、基本的には米を持ち込む商社といいますが、そちらの責任をきちんとした面はございますが、実際問題、これはやはりあくまで荷揚げをしてやった後の問題で、いろいろなものが出てきたときに、荷揚げをする、持ち込む場合にすべてをここでチェックすることはできないわけであって、こういったものについて今後どういうやり方でやっていかれるのか。

そこを全部チェックはできないのに、それを持ってきた、今度は持ち込まれた後それがわかるというケースがあるわけですが、その辺の費用負担とか、あるいはもつときと管理をやる方法というのがあるかと思いますが、その辺はどういうふうに対応されるんでしょうか。

○町田政府参考人 昨年の事故米問題を受けまし

て、お話をいただきましたように、農林水産省としては、事故米穀を今後二度と流通させないようにするということで、輸入検疫で食品衛生法上の問題があるとされた米または麦については、輸出国へ返送するまたは廃棄するといったような措置をとったわけでございます。

水際段階でのチェックというのは強化しているわけですが、カビでございます。温度、湿度にもありますが、時間とともに増殖するというところで、国内に入ってから保管している段階で、その期間が短いものより長いものがリスクが高くなるといったことは否定できないと思っております。このため、私ども、販売する直前にすべての袋を開きましてカビを目視確認するとともに、二月十九日からカビ毒のチェックも行っているというところでございます。

今、こういったチェックをしているわけですが、今後は、このミニマムアクセス米に関するカビの発生状況、輸出国段階でどうか、あるいは海上輸送段階でどうか、国内での保管段階でどうか、こういったことをよく分析いたしまして、リスクの程度を踏まえた上でカビの発生を防止できるような、そういった適切な対応を講じていきたいというふうに考えております。

○今村委員 これは最終的にはおかしいものは焼却するというふうには伺っておりますが、それで間違いないかどうか。

それからもう一つ、これは精米で輸入しているわけですが、今後やはり、そうではない、玄米という形で輸入するという方法もあるかと思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○町田政府参考人 カビが発生した米につきましては、すべて焼却をするということにして順次対応しているところでございます。

また、カビの発生の防止のため、玄米での輸入ということについての御尋ねでございます。

現在、国際市場を見ても、ほとんどの米が精米で流通しております。こういったことから、

我が国も、ミニマムアクセス米の大部分を精米で輸入しているという実情にあるわけでございます。

なぜ国際市場で米が精米で流通しているかというところでございますが、米の輸入国、フィリピン、インドネシア、アフリカ諸国、こういった国の多くが米の精米施設を持っておりません。直接消費できる形で、いわゆる精米での輸入を求めているということがございます。米の輸出国、これはタイとかベトナム、インド等になるわけでございますが、このような輸入先国のニーズに合わせて、自国内でもみから直接精米にして輸出をしているというところでございます。

こういった精米で輸入をしているわけですが、きちんとしたカビ等のチェックを行うということは当然のことというふうに考えております。

○今村委員 我が国には精米施設があるわけですから、玄米での輸入ということも考えていただいで、こういったMA米に関するコスト、やはり無駄な費用をできるだけなくすようにしていただきたいなというふうにはお願いしておきます。

次に、今、MA米の話でしたが、実は今回、他用途米といいますが米粉・飼料用米という新しい用途米をやっていく中で、主食用あるいは加工用との混粒といいますが仕分けといいますか、どうするかというのも非常に難しい問題じゃないかなというふうに思っているわけでございます。

はつきりと田畑によって、これは主食用米、あるいはこれは米粉用米、えさ米ということとつくるときにやっても、実際、流通の段階でこれがどうなっていくのかがよくわからないところがある、要するに、見分けがつかないという問題があると思えます。そして、恐らく、主食用であつても、これを米粉用あるいは飼料用に回すということもできるわけであつて、結局、つくるときには同じ米をつくるということも現場では起きると思うんです。

この辺の分け方といいますか、どういうふう

指導されるのか、教えてください。

○町田政府参考人 御指摘をいただきましたように、米粉用、飼料用米といった新しい利用の促進をしていくに当たりましては、主食用米への横流れを防止いたしまして、適正な流通を確保するということは大変重要でございます。このためには、現場段階におきまして横流れ防止策を講じていくことが重要であるというふうに考えております。今回、この新規需要米に取り組むに当たりましては、生産製造連携事業計画といったものをつくっていただくこととしております。確実に流通消費される、そういった新しい用途のための計画をつくっていただくというところでございます。

この計画の中で、一体どの生産者と製造業者が結びつくのかといったことがきちっと担保できているのかということ、また、新用途米穀の出荷者あるいは加工業者が帳簿の備えつけをきちっと行っているか、こういったようなことを認定の要件とすることとしていくところでございます。

こうしたことで連携計画が確実に実施されているかどうか確認するというところでございますし、必要があれば報告の徴求も求めているということとで考えているところでございます。

○今村委員 お米は同じ品種であつたらほとんど見分けがつかないわけですから、色をつけるなりなんなり、やはり物理的にいろいろそういった区別の仕方をきちんとやらないと、幾ら流通の仕組みでもってチェックをしますよということをやっても非常に難しいんじゃないかと思うんですけれども、そういう物理的な仕分けのやり方というのは考えないんですか。

○町田政府参考人 生産現場におきましてきちっとした適正流通を確保するという観点からでございます。

新しい利用でございます。書類等だけでなく、例えばサイロですとか倉庫ですとか、きちっと分けるといったことができれば、これは一番いいこととでございます。そういうことで、そういった施設の整備といったことについても助成をしていく

ということといたしているところでございます。また、トレーサビリティ法につきましては、記録をしていただくということがございます。これは記録でございますが、そういったことを通じて、ソフト面あるいはハード面、そういった点から適正流通の確保といったことに対応していきたいというふうに考えております。

○今村委員 この辺は主食用の米の価格形成に大変大きな影響を与える要素になりますので、そここの管理はきちっとしていただきたいというふうに思います。

それでは次に、支援水準のあり方ということでございます。小麦等にかわる米粉米、あるいは飼料にかわるえさ米、ぜひしっかりとつづけていただきたいわけでございます。

しかしながら、農家としては、それで採算が合うのか、あるいは懐くあいがあるのか、そこをやはり見きわめて判断されるわけでございます。これはもう言うまでもないことでございます。このところで、従来の主食をつくっているケース、あるいは加工用米、あるいは麦、大豆等々、それらとの収支の比較、これをきちっとやはり検証していただいでしかるべき支援措置をやらなければいけないと思つておられます。

この辺、私もおおむね聞いてはおりますが、例えば米粉米、えさ米、これの収支といいますか、主食用米なり麦、大豆等々と比べてどの程度のものであるかということをお知らせする範囲で教えてください。

○本川政府参考人 御指摘の米粉用米、飼料用米に対する支援水準でございます。

私ども、五万五千円の支援を行うということで設定をいたしておりますが、これは、同じく原料用米として既に定着しております加工用米並みの収入が得られるということを勘案して設定をいたしております。

米粉用米につきましては、支援水準五万五千円を加えますと、私どもとして、大体九万円を超え

る水準、加工用米は今約九万円ぐらいの収入でございますが、それを超える収入が得られるのではないかと考えております。

それから、飼料用米につきましても、わらをも利用していただきますと、これもわらの販売代金になり、あるいは別途の耕畜連携対策の支援金も合わせますれば、九万円を超える水準の支援金が交付できるというふうに考えております。

これに加えて、米粉なり飼料用米の栽培ににつきましては、稲作農家にとつて、これまでの栽培体系と同じで取り組んでいただくということができます。それから、農機具についても新たな投資が必要ないというメリットがございますので、こういうようなものをあわせながら農家の方々にお示しをして、働きかけを行つてまいりたいと考えておるところでございます。

○今村委員 恐らくそういう答えが返ってくるだろうとは思いましたけれども、一方で、私たちの党で水田農業振興議員連盟というのがあります。そこで議論をしたときには、現状の五万五千円の水準では農家の所得はほとんど残らないという試算をしているわけでございます。

この辺のいろいろ見解の違い、あるいは経費の算定の仕方等々もあるかと思いますが、この辺は、農家はやはり現場で自分が一番生産にタッチして実情をわかっているわけでございますので、本当に今局長が言われたようなことでいけるのかどうか、もうちょっとこれはきちっと精査をしていただきたいなというふうに思うわけでございます。

この辺はどうでしょうか。

○本川政府参考人 手元に残る所得ということになりますと、今私が申し上げた収入からどのようないわゆるリース事業の五十億の金があるわけでございますが、こういったものについては、非常に希望が多くて全く応じ切れない。農水省の中で非常に予算のことはあるような気がいたしております。このことは、私は、農水省の組織の問題もあるかと思いますが、もうちょっとこの辺は整合性を持った予算の仕組みなり政策の仕組みをつくつてもらうことが必要じゃないかなと。

おりますが、例えば加工用米でありますと、そのような形でコストを引きますと、私どもの試算では、経費として除いたもの、残る収入は十アール当たり一万円程度でございますけれども、米粉用でありますと二万円弱が手元に残るのではないかと。あるいは、飼料用米につきましては、これは販売できる単価をどのように見るかにもよりましかれども、これにつきましても加工用米を上回る所得が期待できるのではないかとというふうに私ども今のところは分析をいたしているというところでございます。

○今村委員 今いろいろ申しましたが、例えば、おとしになります、いわゆる踏み切り料というところで、一反当たり五万円、政府全体で五百億の予算をつけたわけでございます。しかし、聞いてみると、結局これを使つたのは百二十億ぐらいですか、そういうことで、現実には大変余らせてしまったということですね。

そういう意味では、本当にこれは現場のニーズに合つていた予算なのかどうなのか、そういったことについてはやはりよく検証をしていただいで、そういったものの反省を踏まえて今回の支援水準もしっかりと考えてもらいたいわけでございます。これは、今後まだ時間はあるわけでございますが、どういう支援措置が必要なのか、またどのぐらい必要なのかということは、やはり今後の実情に応じて、現場の進みぐあい等を見ながら弾力的に強化していただくようにぜひお願いしておきたいと思つております。

それから、これに関連して、今、片一方では余る予算がある。片一方では、例えば今回新設されるいわゆるリース事業の五十億の金があるわけでございますが、こういったものについては、非常に希望が多くて全く応じ切れない。農水省の中で非常に予算のことはあるような気がいたしております。このことは、私は、農水省の組織の問題もあるかと思いますが、もうちょっとこの辺は整合性を持った予算の仕組みなり政策の仕組みをつくつてもらうことが必要じゃないかなと。

例えば、いわゆる転作でもって麦、大豆をつくるときに、この措置は生産局だ、この措置は経営局だ、こっちは総合食料局だと、三つの部局にまたがっているようなケースもあるわけですね。

ですから、今後こういったものを進めていくときには、やはりしっかりと整合性を持って、品目なら品目に応じてどこが責任を持ってやるんだ、そういう仕事の流れにしておらった方が皆さんわかりやすいんじゃないかというふうに思っておりますので、そういった弾力的な思い切った取り組みをしていただきたいというふうに思っております。

こういったことを私が申すのは、何といっても、今、麦にしても大豆にしても、巨額の輸入をしているわけでございます。ですから、できるだけ国内でもってそれに代替できる作物をつくる、またそういう努力をする。そのためにお金を使っても、これは国内で還流するわけでございますして、外国にアウトフローするわけではないわけでありまして、ですから、そういった観点から、今、地域の活性化、農村の活性化といったことも一番力を入れなきゃいけない部分でございますので、そういう観点からぜひしっかりと取り組んでいただきたい。

そして、そういう感じで申しますと、もう一つはやはり麦、大豆ですね。私たちのところも、そういう意味では大変難しい気象条件等々リスクをしょいながら、転換調整までやって思い切った取り組みもしているわけでございます。もともとずっとこういった麦、大豆への転換、あるいは特に中山間地等では、これは麦、大豆というわけになかなかいきません。そういう意味で、例えばソバとか、そういったほかの対策の対象作物をもっと拡大するとか、そういったことを思い切ったやってほしいと思うんですが、この辺はどうですか。

○高橋政府参考人 麦、大豆等の御指摘でございますけれども、御承知のとおり、水田・畑作経営所得安定対策におきまして、法律に基づいて、麦、大豆等につきましては、一定の生産実績に応じた

支払い、それから成績、実際の生産に応じた支払いを行うこととされているところでございます。これについては、今委員御指摘ございましたように、基本的には、水田作、畑作を問わず、国内におけます麦、大豆等全般についての生産振興について、国際規律にも適合するような形でトータルの形態を維持していくという観点からこの政策をとってきたところでございます。

さらに、これに加えて、水田作におけます地域の水田農業の振興の観点から産地づくり交付金等の施策がまた講じられておりまして、そういう形でトータルとしての麦、大豆等の作物振興がなされているということについて御理解いただきたいと思っております。

なお、一点、ソバでございますけれども、これは法律案の審議のときにも実はございました。この法律そのものは、基本的には、国内におけます生産コストと販売価格の差を補てんするというところでこの制度、法律はできております。したがって、ソバの場合には、現在のところ、国産価格と輸入品価格との間では、麦、大豆とは逆に国産価格の方が高いという状況になっております。したがって、そういう状況になっております。あるいは生産条件の不利補正支払いというのが出まないので、収入安定の変動対策の作目対象にしてはどうかという議論になるわけでございますけれども、これについては一定の拠出金等の問題もございまして。

そういうことを勘案いたしますと、先ほど申し上げましたように、地域の実態に応じました生産振興対策を講じていくことが重要ではないかというところで現在整理させていただいているところでございます。

○今村委員 余り理屈をこねないで、とにかくできるものは何でもやるんだ、とにかく農地を遊ばせないんだということだけでぜひやってほしいと思うんですよ。

特に中山間地対策は、直接支払いとかそういったことでやってきていますが、事、農産物の何

をつくるかということについての支援の自身が非常に薄い。このままでは本当に荒れていってしまうよ。これは、地域の活性化、国土保全あるいは食料安全保障、そういった総合的な観点から思い切った取り組みをまたぜひやっていただきたいというふうに思います。

それで、とにかく、こういうことでいろいろな方策を使って自給力を維持して高めていこうじゃないかということでございます。そういったことを、ありとあらゆることをまずやること、これがまず第一だと思えます。

そうした中で、やはり米以外でもちゃんとこうやって何とか飯が食えるんだということを確立する、その上で、昨今時々耳にします、いわゆる生産調整に絡んでの選択制ということの検討に入っていくべきだと思うわけでありまして、初めから選択制云々ということになると、今進めているこの施策が大混乱するような心配をしているわけでございます。

そういう意味で、きょうは大臣がせっかくお見えになっていただいていますので、とかく選択制というのは、大臣は言っていないよとか、勝手にだれかが言っているんだろとか、そういう話もあるわけでございますが、ひとつここで、石破大臣、そういった疑念を晴らすために、ぜひこういった水田フル活用といわれる生産調整に係る選択制の観点から御所見を伺いたいと思えます。

○石破国務大臣 生産調整が始まってもう半世紀近くなるわけで、ほとんどの人が生産調整以外の世界を見たことがないということになっております。これはもう北海道から九州、沖縄までどこもそうなのですが、まじめに生産調整に参加した人たちがおります。そういう方々のいろいろな御負担によつて価格が何とか維持をされている。

しかし、私は生産調整に参加しません、好きなだけつくりますという人たちが一方において、そういう人たちは、これは党でもよく議論になる話ですが、生産調整に参加した人たちの負担によつ

てつくられた価格の上に乗っかってもうけている。この不公平はどうやったら払拭できるんだ。私は、不公平感がある制度というのは本当にずっと続くのだからかという思いが一つあります。

もう一つは、中山間地で、委員が御指摘になったように、本当にお米しかつくれません、麦でもありません、大豆でもありません。しかしながら、では米粉か、えさ米かといったときに、耕畜連携がどう図られるかと、そういう問題がございます。

好きなだけつくりたいんだという方々、そしてそれしかできないんだという方々もまたおられる。そういうのをどう考えるかということで米政策は議論していかなばならぬ。

私は、選択制ということをしたときとかベースにしてとか、そんなことを言ったわけじゃありません。ただ、新食糧法をつくるときに、この選択制はどうなのかという議論を一回かなり党の中でもいたしました。選択制というのは、別に天から降ってきた新発明のものでもございません。どういう形が一番いいのか、日本に一番向いた水田稲作というものをどうやって定着させていくか、そして不公平感のない制度をどうつくっていくかということは、党の御議論もよく踏まえながら議論をしていかなばならぬことだというふうに思っております。

あわせて、また御議論を賜りますが、一に農政あるいは米政策というのは、あわせて農地の問題とか、そういうことを全部総合的に議論して、農家の所得がきちんと確保され、農業の持続性が確保されるようにしていきたいと考えておるところでございます。

○今村委員 ありがとうございます。

ぜひ大臣のメッセージをしっかりと誤解のないように伝えていただきたいと思えますし、最後になりますが、とにかく、主食用の米以外でもちゃんと農家が飯を食っていけるんだ、そういう農政をぜひ展開していただきたいと思えます。ありがとうございます。

○遠藤委員長 次に、西博義君。
○西委員 公明党の西博義でございます。

きょうは、法案の質問に入る前に一点だけ、やみ専従問題についてお聞きをしたいと思ひます。
昨年の四月一日、調査いたしました農水省の調査の中で、百四十二名の組合幹部について勤務状況に問題があるということですが、まず、その状況をどう認識しているのかというのが一点。

実はその前年の二〇〇七年十一月に、内閣官房に置かれた年金業務・組織再生会議が、社会保険庁に対し、職員の過去の勤務規律違反について調査を行うよう依頼してから、やみ専従問題というのが本格化してきたわけですが、今回は、昨年三月中旬、つまり半年ほどたつてから人事院あてにメールによる投書があるまで、農林水産省は一体何をしてきたのか。まさか対岸の火事だということに思っていたのではないのかということをお聞きしたいわけでございます。

時間の都合で、ついでに大臣にお聞きしたいんですが、この百四十二名の勤務実態をそのときに解明しようとしなかったのかというのが私は大きな問題だと思います。そのとき既に、多分無許可専従の可能性がある、こういうふうに見られていたにもかかわらず、このやみ専従問題を解明していこうという気持ちになかったのではないかというの、これは大きく問われる問題であります。もしその事実があれば、刑事告発も含めて厳正に対処をしていただきたい、こういうことでございますが、事務当局の方と、それから引き続いて大臣の見解を求めたいと思ひます。

○佐藤政府参考人 御説明を申し上げます。
社会保険庁における無許可専従の問題につきましては、私どもといたしましても重大な関心を持って注視をしていたところでございます。

このため、昨年三月に組合幹部は仕事をしないで、同年四月に、組合役員の勤務実態を幅広く把握し、不適切な状況があれば是正することを目的とした調査を実施することとしたところでござい

ます。この間、期日が過ぎましたことにつきまして、対応として不十分だったというふうに思っております。

しかしながら、この調査について言いますれば、例えば組合役員本人への聞き取りや勤務実態を示す文書の確認を行わなかったことなど、不十分な面がありましたことから、疑念を招くことのないように、本年二月十六日に大臣から、改めて徹底した確認の調査を行うよう指示がなされたところでございます。

具体的には、昨年四月一日の調査におきまして無許可専従が疑われた百四十二名につきまして、総務省による無許可専従に関する全府省一斉点検と同様の基準で、本人及び上司、同僚に対する聞き取りや勤務実態を示す書類の確認を行っているところでございます。この調査結果につきまして、できるだけ早く取りまとめることとしているところでございます。

今後、国民視点に立つて、健全な労使関係が構築されますように最善を尽くしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○石破国務大臣 今官房長からお答えを申し上げます。調査をやっていた組織とは別のチームにやらせまして、これは、やはりいろいろな御指摘をいただいているところでありまして、事前に、行きますよと言つて通知してから調べるなどというのは、そんなことはあっていいこととは私は全く思っておりません。

そしてまた、関係書類ときちんと突合して、虚偽がないようにしていかなければなりません。これは膨大な書類を今チェックしておるところでございますが、そこにおいて、本当に事実関係を徹底的に解明する、うそがあつたとしたらそれを必ず見抜くということで、今、大作業を行つておるところでございます。

やはり身内に甘いというようなことを言われてはいけませんので、事故米のときもそういう話がありました、これは身内というわけではござい

ませんが。やはりこの点は厳正にしなければいけませんし、この調査の目的は、労使慣行をよりよくするとか是正をするとか、そういうこともございまして、過去の不正があつたとすれば、それは決して許してはならないということであり、それが法に照らして不適切なものであるとするならば、それは告発ということも当然視野に入れて、厳正に対処したいと考えておるところでございます。

○西委員 大臣の指示が二月にあるまで、四月、約十カ月ぐらいの間隔があるわけですが、本当にこの問題を解明しようとしていたのかということは問われてしかるべきだというふうに私は思ひます。大臣が、別の組織で厳正にやる、こういうお話ですので、ぜひとも徹底した調査をお願いしたいと思ひます。

次に、具体的な法案の内容についてお伺いをしたいと思ひます。

今回は、汚染米の不正流通事件を踏まえての法案、それから法改正というふうになっておりますが、あのような事件を再び起こさないためには、立入検査など行政のチェックがどのように行われているかということが重要な点となつております。

大臣も先ほど、行きますよと言つて行つたという話がありましたけれども、このことも大きな問題でありました。食糧法の遵守事項へのチェック、それからトレーサビリティ及びJAS法の表示違反へのチェックというのが今後必要になつてまいります。それぞれのチェックに関して、どのような組織が、何人で、どのような形で行うのかというのを少し明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○町田政府参考人 今般の食糧法案により導入いたします遵守事項、また米トレーサビリティ法案により導入いたします米穀等の産地情報の伝達、いずれも、対象品目を取り扱います事業者の方に守っていただく必要があるものでござい

ます。農林水産省といたしましては、流通過程におけます検査、監視を適切に実施するという観点から、チェックの方法といたしましては、一定の頻度で検査を行いますとともに、内部告発等情報提供があつた場合には迅速に抜き打ち検査を行うということでございます。

また、組織体制でございますが、現在検討いたしております農林水産省の抜本的な機構改革の中で、表示規制など他の分野におけます立入検査のノウハウも生かしつつ、流通監視を行うことのできる体制を整備したいと考えておりまして、検討しているところでございますが、現時点でこの組織体制なりその人数を申し上げる段階ではないというところは御理解をいただきたいというふうに思ひます。

また、あわせまして、情報受付窓口を設置いたしまして、広く疑義情報を収集できるような仕組みも整備したいと思つておりますし、他法による取り締まりの経験がございまして、こういった経験を共有しながら、検査に当たります職員の育成、向上、こういったことに努めまして、的確に情報収集また検査ができる体制の整備に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○西委員 私は、昨年九月の本委員会でも、すべての食品にわたるトレーサビリティ制度の導入を提言いたしました。今回の法律は、米穀だけが対象というふうになつておりますが、そういう意味では第一歩であるというふうな評価はしておりますが、食の安全に資する制度として、実効性のある、食品全般にわたるトレーサビリティ法を制定すべきではないかというふうな……（発言する者あり）そうだとおっしゃつてくださる方もいらっしゃると思いますが、考えますが、お考えをお伺いしたいと思ひます。

○石田副大臣 お答え申し上げます。
すべての食品に対してトレーサビリティを確立するということは、あるべき姿としてはそのとおり、望ましいものと考えております。これまで食品衛生法において、全食品事業者を対象とし

た入出荷の記録保存について努力義務を課してお
りまして、農林水産省でもその普及推進を図つて
きたところでございます。

今回、事故米穀の不正規流通問題を踏まえ、ま
ず、国民の主食として食糧法による流通規制もで
きており、原則年一回の収穫である、農業者の負
担が少ない米について、トレーサビリティの具
体的な仕組みを確立することとしたものでござい
ます。

また一方、米以外の食品全般へのトレーサビリ
ティの導入については、農業者、中小事業者の
取り組みが課題となります。今後、入出荷記録の
作成・保存マニュアルの作成や品目、業態に合致
した取り組み、方策の検討等により、農業者、中
小事業者も実施可能となる環境づくりを進め、ト
レーサビリティの導入を推進してまいりたいと
考えております。

○西委員 私、すべてについて農水省は不熱心
であるというふうに言うつもりはありませんし、
いろいろな食品について努力をされているという
ふうに思います。法律を定めるということは、農
家から流通すべてにわたって形をつくっていくか
なければならないということです、さらなる努力
をこれからまた引き続きお願いしたいと思いま
す。

では、その次ですが、米穀の新用途への利用の
促進に関する法律案についてですが、第三条二項
で、農林水産大臣は、米穀等の新用途への利用促
進に関する基本方針を四項目定めるということにな
っております。三番目の、利用促進に関する重要
事項、これはどのような内容を想定しているの
かという質問でございます。

利用を促進するためには、消費サイド、すなわ
ち需要拡大策について、基本方針にどう定め、
どう実施していくかということが非常に重要な課
題となっております。この点について農林水産省は
どう取り組まれようとしているのか、お伺いし
たいと思います。

○町田政府参考人 お答え申し上げます。

農林水産大臣が定めます基本方針のうち、米穀
の新用途への利用の促進に関する重要事項、ここ
におきましては、お話しいただきましたように、米
粉用米、飼料用米が確実に流通、消費されるよう
生産者と実需者のマッチングに努めることとい
ったこと、あるいは、地域水田農業ビジョン等、地
域におけます農業の振興計画と整合を図ること、
こういったことについて規定をしようとしている
ところでございます。

新用途への利用の促進をいたしまして、需要の
拡大を図っていくというためには、本当に消費者、
また事業者の皆さんにそのよさを理解していただ
くということが大変大事だというふうに考えてい
るところでございます。そのための取り組みを
いろいろやしていきたい、またマッチングにつ
いても努力をしていきたいというふうに思っており
ます。

○西委員 法律ができたからスムーズにこれが動
くというふうにはなかなかないかなので、我々も
予算面とかいろいろな面でさらに検討を加えて、
先ほどの質問にもありましたように、やらなけれ
ばいけないというふうに思っているところでござ
います。

次の質問です。学校給食、バイオ原料、輸出、
非常食、この四点に関する需要拡大策についてお
伺いしたいと思います。

公明党は、いち早く米粉の推進を掲げ、さらに
提言「食料自給率五〇プラン」、これは五〇％と
いう意味ですが、ここで、学校の米飯給食や、米
粉など新規需要米、輸出関連で需要を拡大する需
要拡大策を具体的に示してまいりました。さらに、
米の消費拡大や地産地消の推進のため、例えば、
学校給食や公共施設の食堂などへの農産物提供へ
の助成や米飯給食の準備費用などに充てるという
ような支援措置を農水省としてぜひ講じていただ
きたい、こう思っておりますが、いかがでしょう
か。

○石田副大臣 米飯学校給食は、次世代を担う子
供たちにとりまして大変重要な問題だと考えて

おります。

このため、農林水産省といたしましても、これ
までも市町村の学校給食関係者へ、実施回数が増
加、こういうものも要望してまいりました。また、
米飯学校給食フォーラム、学校栄養職員向けのメ
ニュー講座、こういうものも開催をしました。米
飯学校給食の実施回数の増加分の一部に政府備蓄
米の無償提供、こういうことも行っております。
そういうものを通して、米飯学校給食の回数が増
加するように支援もしているところでございま
す。

また、地産地消の推進の観点から、学校給食や
企業、病院の食堂等において、米を初めとする地
場農産物の利用を促進するため、地場産物を供給
する生産者と給食や食堂の利用者の交流活動、地
場産物を用いたメニュー開発、こういうものも行
っております。また、地場で生産された農産物を
地域に供給するための、精米施設等の処理加工
施設の整備、こういうものに対する支援も行つて
おります。

なお、学校給食における地場農産物の使用の目
標として、二十二年度までに三〇％、こういうも
のも定めておりますが現状、まだそこまです
ておりませんので、ぜひ目標達成に向けて全力を
傾注していきたいと考えております。

○西委員 よろしくお願いいたします。

米の需要拡大策を考えると、現状の人口、
消費量が年々減少していく国内市場を前提として
いる限り、生産調整問題についてはなかなか解決
が難しいというふうに思います。

そこで、今既にやられておりますが、都道府県
間の融通システムの推進、それから飼料用米やバ
イオ原料米、それから輸出用の米生産など、新し
い需要をいかにふやしていくか、これが生産調整
の枠外の対象ということで、この拡大がどうして
も必要であるというふうに考えております。

都道府県間の融通システムについては、初年度、
佐賀県が行いましたが、今年度、大分県、宮城県
が参加してまいりました。今後も動きや量が拡大

することを期待しております。

さて、飼料米やバイオ原料米、さらに、次に述
べる輸出向けの長粒米については、産地づくり交
付金とは別に、新たな交付金をつくるべきではな
いかというふうに考えます。基本的に、認定農家
等が農家の収入の低い作物を選びにくい。それか
らさらに、産地づくり交付金は使い道がほぼ決
まっています、対象がふえれば他の作物の交付金が
減るという課題もございいます。

そこで、産地づくり交付金の対象となりにくい
地域でもこうした米を生産できるように、新たな
交付金を創設すべきではないか、こう考えており
ますが、大臣のお考えをお聞きしたいと思いま
す。

○石破國務大臣 えさ米についてのお尋ねでござ
います。

えさ米は、米粉用米とともに、今御指摘のよう
に産地づくり交付金とは別の、十アール当たり五
万五千円の水田等有効活用促進交付金、という
形で支援を行うということにいたしましたところで
ございます。これをもちまして、飼料用米を米
粉用米とともに、水田フル活用の重要な役割を位
置づけたいと思っておりますのでございいます。

○西委員 先ほどの議論もありましたけれども、
なかなかそのレベルでは十分ではないという現場
の要請もありまして、いろいろな形で一工夫する
必要があるのではないかとこのように考えており
ます。ぜひともまた、農林水産省の方でも、きち
とした積み上げを冷静にやっていたいただきたい
というふうに思います。これが一つの新規需要米拡大
のかぎになるんじゃないかというふうに思っており
ますので、よろしくお願いいたします。

昨年の五月十五日のこの農水委員会、長粒米
を取り上げて、米の輸出戦略について議論をさせ
ていただきました。今後、戦略的に、中国向けの
ジャポニカ米と同時に、長粒米の輸出についてど
う取り組んでいくかという課題があってもいいん
ではないかというふうには私は思っております。

もちろん、世界で流通している主なお米は長粒
米でございます。この長粒米は、寒さには若干弱

いですが、干ばつ、やせ地、湿田など、不良環境に強い、また、虫の害が少ない、多収で長期貯蔵が可能、こんな特徴を持っていると言われているとあります。日本では、主に西日本では近代までつくられていたということも判明しております。

私は、国の戦略としてこれに取り組みべきであつて、生産者や農業生産法人の個々の判断や取り組みに任せればよいというものではないというふうに思っております。先ほどの、色をつけた方がいんじゃないか、形が違えばいいんじゃないかというようなことにも関係してくることですが、お米はジャポニカ米、こういう前提を必ずしも守る必要はなく、新たな多収量の飼料米としてこれを作付する、こういうことがあつていいんじゃないかというふうに思っております。

長粒米の生産から販売まで検討する、もちろん品種改良もさらにしていく必要もあると思います。これを検討する国のプロジェクトをつくつてはいかかというふうに思いますが、大臣の御所見をお伺いいたします。

○石破国務大臣 科学者でもあられます委員の御指摘ですから、私も、謙虚に承つて努力をしたいと思っております。

委員が最後に御指摘になりましたように、まさしくこれはえさ米として、多収穫米としての使い道があるんだらうということでありまして、今、水田フル活用ということを言っておるわけでございますが、その中において、この長粒種がどう位置づけられるか。御指摘のように、これはずっと、年がら年じゅう暑いところに向いたものなわけでありまして、日本みだいに春夏秋冬、こういうのには必ずしも向かない。それだからこそ、品種改良をどうするんだというお話になるんだと思います。

長粒種というのは、要は、そのまま炊いてそのまま食べるといふよりも、何かをかけて、わあとかきませて食べるといふ食べ方をしておりますので、外国へ出すという話になりますと、これはなかなか難しかりうと。味で勝負というわけには

まいりませんし、値段で勝負といつてもなかなか厳しいものでございます。

したがしまして、冒頭の話に戻りますが、えさ米としてどこまでできるか、多収穫米としてどこまでできるかというようなことを念頭に置きながら、国としても、この長粒種にどう取り組むかは、委員の御指摘を踏まえてきちんと取り組まねばならないと考えておるところでございます。

○西委員 実は、日本の米というのは、地球温暖化の影響を受けて南の方からだんだんといわゆる品質が落ちてきていることは事実でして、南の方では一等米が三〇%ぐらいまで落ちてきている、こういうこともあります。それは、何も食事に通じないというわけではなくて、少し濁りが出てきているというふうなところらしいですけれども、そんなこともあつて、今後の長期戦略を考えていく必要があるんじゃないか。その一環として、暑さに強いというお米、さらには、将来はバイオエタノールとか、要するに、今、水田の用途を拡張していく新規需要米の一つとして、バイオエタノールなんか一つの方向性ではないかというふうに私は思ふんです。

世界の食料戦略の中で、一番主要な作物、例えば、ブラジルでありますとサトウキビ、それからアメリカのトウモロコシ、一番得意な分野をバツファアとしてバイオエタノールに転用しているというのには事実でして、日本は、自給率向上のために、いかにつくりやすい米をたくさんつくつて、しかも自給率そのものに影響させない新規需要米を拡大していくかという観点の一つに、もちろん飼料用米もありますし、米粉もあります、バツファアとしてのバイオエタノールということを考える可能性は十分秘めているんじゃないかというふうにも思っております。そうなりますと、米の種類がどうだといふよりも、多収穫で、そういうやせ地でも、条件不利地でも強いこの長粒種というものを採用するための計画を今後つくっていく必要もあるんじゃないか、こういう意味で申し上げました。ぜひまた御検討いただければ。

何か感想がございましたら、一言お願いをしたいと思います。

○石破国務大臣 そのうち日本は亜熱帯になるのではないかという話もございまして、それは、どうやって地球温暖化を防ぐかというお話はきちんとしていかなければならぬのですが、実際、気候変動というのが起こっている、九州でそういうような状況が起こっていることも、よく承知をいたしております。

そこで、バツファアとしてというお話でございます。これから先、バイオエタノールをどのようにやっていくか。そしてまた、食料と競合しないということも考えねばならないので、委員がそこでバツファアとおっしゃつておられるのだからと思っております。

そういう観点から、我が国のエネルギー戦略という観点からも、長粒種、多収穫米、品種改良、地域特性、そういうものをよく考えて位置づけることは肝要なことだと思っておりますので、まだ十分勉強しておるわけではありませんが、今後とも御示唆をいただいて、それをさらに確かなものにできればと思っております。

○西委員 大変前向きな御答弁、ありがとうございます。

日本は、やはり米を中心として農業というのは回つてきておりますし、一番省力化といえますが、働く日数も少なく、兼業なんかもやつていく、そういう条件にあるこの米、連作が可能でして、それをいかに有効に使っていくかということが大きな課題だらうと思ひます。もちろん、ほかの用途、小麦、大豆等の転作も必要ですが、一方では、そういう観点からも将来を見据えて取り組んでいく必要があるというふうに思つて申し上げます。最後の質問ですが、需要拡大対策の一つとして、災害等の非常食についての米の活用を提言したいと思ひます。

平成二十年度の消防白書によりますと、自治体の主な備蓄物資の状況を示す統計が載っております。

す。非常食としては、乾パン、インスタントめん類、米、それから缶詰などが備蓄されているようです。この災害用の非常食について、軽くて保管、運搬がしやすい、高齢者や乳幼児でも食べやすい、それから温かい御飯が食べられるというメリットがあるアルファ米、乾燥米といいますがアルファ米の備蓄をぜひ推進していくべきではないかと思っております。

場所によつては既にそういう備えもしているところもあるようですが、まだなかなか全国的なことにはなつていないということもありまして、しかも保存も結構きくようですので、ぜひともアルファ米で非常用の、災害用の備蓄をすべきではないか、こういうふうに思ひますが、御意見をちょうだいしたいと思います。

○石破国務大臣 アルファ化米の特性というのは、保存性にすぐれておる、簡便性にすぐれておるということでもあります。

他方、お湯をかけねばならぬので、災害になつてお湯そのものが沸かないんだという場合はどうするんだいと。あるいは、お湯がきれいなお湯なら結構な話なんですが、お湯が汚れたお湯をかけると、きつと不思議な味になるんでしよう、また衛生上もよくないんでしよう、そうするとどうなるんだということがございします。また、実際にお湯をかけて何分で食べられるんだという、これは十五分からもつとかかるんだそうでした、それぞれの特性があるように承知をいたしております。

したがつて、アルファ化米、乾パン、そしてまたビスケットのたぐい、あるいはレトルトパック、そういうものをうまく組み合わせて、いかなる災害にも対応し得るようということではないかと承知をいたしております。

これは農水省が主体的にお答えするものではないのかもしませんが、その組み合わせの中において、いずれにしても大災害が取りざたされておる中でございしますから、アルファ化米の位置づけというのをきちんと行ひまして、別にシェア争い

をするわけではございませんが、その特性を生かした備蓄、保存、そして災害への備えということも重要であるというふうに認識をしております。担当であります内閣府等々ともよく相談しながら、アルファ化米の活用というものについて努力をしまいたいと考えております次第でございます。

○西委員 少し時間が早いのですが、定刻ですので、終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○遠藤委員長 次に、神風英男君。

○神風委員 おはようございます。民主党の神風英男でございます。

これまで石破大臣とは農水ではなくて安全保障委員会等で質疑をさせていただいたわけでありますが、今回、きょう初めて、農水委員会で農水大臣として質疑をさせていただく機会をいただきました。

本日は米三法についての質疑でございますが、まず、その前提としての議論から始めたいと思っております。

まず最初に、石破大臣が農政の現状をどうごらんになっているのか。成功と見ているのか、失敗と見ているのか。あるいは、石破大臣が理想とされる農業政策はどのようなものか。考えているのか。まずその点からお示しをいただきたいと思っております。

○石破国務大臣 なかなか難しい御質問ですが、成功だったか失敗だったかと言われれば、社会政策としては農政は大変な成功をおさめたと思っております。都市と農村の所得の格差をなくし、都市と農村の均衡ある発展という観点からいえば、世界でも有数の成功をおさめたと思っております。

ところが、産業政策としてどうだったのか、こう言われますと、一時期はそれはよかったのでありますが、人、金、物、全部の長期低落傾向が全くとまっておりますんで、所得ということからいえば、平成二年と十七年と比べれば半分に落ち

ましたということがあります。そして、転用というものは全く菌どめがかららない。違反転用というものは後を絶たない。これは今回法改正をしますが。

そしてまた、従事をされる方々、基幹的農業従事者の六割が六十五歳以上の方々である。これはほとんど同じ年齢層がスライドをしておるわけで、あと十年たつと六割が七十五歳以上ということにこのまればなる。これは、産業政策としてこれから先どうなんだと言われればかなり難しいと思っております。これを産業としてどうやって再生させるかということが一番の課題なんだと思っております。

では、先進国は農業が廃れるのかといえばそんな話は全然ないのであって、アメリカはちよっと横に置きまして、ドイツであれ、フランスであれ、イギリスであれ、農業というのは成長の過程にあるのだ。そこで問題なのは、先進国の中で水田稲作というものをやっている国は我が国しかございません。これをどう考えるか。そしてまた、土地に対する考え方がヨーロッパと日本と違いますので、だから、先進国だから必ず農業が発展するはずだという話にはすぎない。そのところをどう議論していくかというのが実はポイントではなからうかと私はかねてから思っております。

これから先の農業のあり方というのは、やはり日本国として食料の自給力は高めていかねばならない。結果として自給率は上がるはずだと思っておりますが、人、金、物において、これの持続可能性を回復したいと思っております。

加えて申し上げます、世界のいろいろな食料危機等々ございます中で、我が国が世界の食料危機に對していかなる役割を果たし得るか。日本さえよければいいのではなくて、世界の食料事情というもの、を好転させるために我が国農業がいかなる役割を果たすことができるかということまで見きわめることができるれば、それは農政として大きな

前進であると私は認識をいたしております。

○神風委員 ありがとうございます。

個人的にはかなり共通する部分が多いかなと思いがちですが、お伺いをしていただきましたが、ちよっと今のお考えの中には言及がなかったのであえてまた伺いたんですが、大臣が米の生産調整、減反について、すべての角度から抜本的に検討していかなければならないと、減反政策の見直しを発言されているわけですが、その方向性というのはどういふものであると御自身ではお考えになっているのか、その点もあわせてお願いします。

○石破国務大臣 先ほど今村委員にもお答えをしたところでございますが、生産調整以外の世界を見たことのない人が圧倒的多数になってまいりました。

不公平感というものはどうしても払拭できない、生産調整に参加しなければ懲役十年ですという話になります。そうすると、生産調整を本当にまじめにまじめにやると、本当はもつとつくりたいんだけれどもというので生産調整をして、何とか価格が保たれている。しかし、私はそんなもの関係ない、そんなものには参加しないし、つくりたいだけつくる、それで庭先で売らんみたいになくなりますと、みんなが負担した上に乗って所得を多く得ている。この不公平感、はなかなか今の制度のもとでは解消しにくい。不公平がある制度に永続性があるとは私にはどうも思えない。だとすればどうしたらいいのだという一つの問題意識。

もう一つは、条件不利地域で、大豆をつくってちょうだいとか、あるいは麦をつくってちょうだいと言われている、そういうことはもうできませんという地域がたくさんあるわけであって、もちろん水田フル活用ということは考えていくわけでありますが、そういう地域に對して今の生産調整というのはどういふ影響を与えているのかということ、そして、どうすれば需要にマッチした米生産ができるかということだと思います。

それを全部勘案したときにどういふ制度が望ま

しいのか。もちろん、あれこれあるけれども、今のままが一番いいという結論も当然あるだろうと思っております。それを私は否定するつもりは全くございませんし、水田フル活用ということがそれを補うのだという考え方も当然あるわけがございます。ですから、今いろいろある閉塞感とか不公平感とか、そういうものを払拭するやり方は何なのだというのを議論したい。

そして、もう一つは、実際に今、私どもの政策の決定の過程で導入をしておるところでございますが、現場はどう考えているんだ、生産者はどう考えているんだということをきちんと聞かなければいけないのだと思っております。稲作というのは北海道から九州、沖縄まで大変広い地域で行われておるわけで、生産者の声はこういうものですよということが簡単に出るわけではありませんが、どの地域のどのような方がどのように考え、何を望んでおるかということはきちんと把握をした上で議論をしていかねばならぬことだというふうに思っております。

ですから、こういう方向でいくということを私は明確に申し上げておるわけでもないし、かくかくしかじか、かくなるものをたたき台にするというのを申し上げておるわけでもありません。しかし、いろいろな問題点を克服するためにどういふやり方があるのかということは、私は今きちんと議論しなければいけないことだと思っております。

○神風委員 いろいろな新聞報道等によりまして、選択制ということが随分報道をされているわけですが、ちよっとそこで一点お伺いをいたします。

平成十四年の生産調整に関する研究会において、生産数量調整手法の考え方の一つとして、数量調整に参加をした生産者に対して一定の助成を行うことによつて需給均衡を実現する、このときには参加者支援型という名称で呼ばれていたようでありましたが、こういったものが提案をされたという経緯がある。ただ、この参加者支援型

という制度は、今報道されている選択制と同じような中身に感じますが、その点いかがであるのか。あるいは、当時、なぜこの参加者支援型というものが支持をされなかったのか、ちょっとその点、事務方で結構ですから、教えていただければと思います。

○町田政府参考人 十四年の生産調整研究会の経緯でございます。十分なお答えができるかどうかでございますが、さまざまなケースについて議論もなされ、また、一定のシミュレーションもされたというふうに承知しております。委員の方で大変熱心に御議論がされた結果、現在のようなこういったスキームがとられているということでございます。

抽象的な答えで申しわけございません。

○神風委員 同じ内容であるのかどうか。いかがですか。

○針原政府参考人 当時担当していた者としてお答えいたします。

その当時は、参加者支援型というものと、その対置に構造改革重視型、要は構造改革をまずやった上でその後の成果を見ながら生産調整のあり方を考える、その中間型として現在の仕組み、大きく分けて三つ提案した上で、幅広い議論を行いました。なぜそういうことをしたかという、透明な手続で幅広い参加を求めるためにやったわけでございます。

その当時の参加者支援型というのは、いきなり生産調整についてハードランディングといいますが考えるやり方、それで、構造改革重視型というのは少しペースがゆっくりした考え方、その間に中間案という、あくまでプロトタイプをお示したものでございまして、一定の価値判断を持って選択肢をお示したということとでございます。

やはりかなりの激変を伴う選択というのはなかなか難しいのではないかと、生産調整研究会に参加された委員の方々の意見が大宗を占めましたので、議論の結果、米政策改革大綱というのが

決定されたという経過になったわけでございます。(発言する者あり)

○遠藤委員長 質問者じやありませんので、静粛に願います。

○神風委員 いずれにしても、今どのあたりまでその議論が進んでいるのか、我々には全く知る由もないわけですが、いろいろな報道を見ていく限りでは、政府内でも相当混乱があるように見受けられてしまうわけでありまして。それを受けて、現場の方ではさらに混乱、混迷が深まっているという様相であろうかと思えますので、その点十分注意をしていただきたいのと、これは最終的にはいつごろにきちんとした政府案というものが出てくるのでしょうか。

○石破国務大臣 それは議論の最中でございます。いついつまでということが断定的に申し上げられるものではありません。

ただ、はっきりしておりますのは、間もなく始まりますが、二十一年度あるいはこと二十一年産米につきましてはこのやり方を変えんということとは当然ございません。水田フル活用元年ということで、えさ米あるいは米粉米の生産を奨励いたし、懲億いたし、水田のフル活用を目指していきたいということでございます。これははっきりしています。

いつまでにやるのかというのは、いろいろなケース分けをしてシミュレーションをいたしております。こうなったらどうか、こうなったらどうなるかみたいなことですね。そこが出てきませんと、余りいいかげんなことは申し上げられない。

それで、六大臣会合におきまして、農政のあり方について方向性はお示しをする、それは骨太の方針に反映をさせたいということで作業を行っておるところでございます。今、いろいろな検証を行っておるところで、まだ何も聞いていないぞという御指摘ですが、私自身、こうなるあなるといふシミュレーションをまだ見ているわけではありません。

そこは本当に精密に、間違いのないようにいろいろなケースを考えながらやっていると聞いておりまして、いついつまでということが断定的に申し上げられるものではございませんが、方向性みたいなものは夏ごろまでに示せるのではないかと、示さなければならぬのではないかと、そのような時間的な感覚は持っておるところでございます。

○神風委員 次に、きょうの米三法とも関係してくる問題であります。食料自給率、食料安全保障の問題について一点、ちょっとお伺いをしたいと思っております。

これは大臣も所信の中で、「食料自給力の強化と食料自給率の向上を図ることが国家安全保障の観点からも重要」であると述べられているわけでありまして。結局、最近の世界的な食料高騰を背景にして、食料安全保障の観点から、日本の食料自給率四〇％というのは余りにも低いのではないかと。そういう中で国際的な食料の争奪戦が激しくなる一方で、日本の食料安全保障は大丈夫なのかといった論調が深まっているわけでありまして、これ自体は決して間違いないわけでもありません、議論の余地がないところであると思っております。

ただ、個人的に非常に私自身も違和感を感じる点がございます。この食料自給率四〇％という数字を拝見すると、一般の国民の皆さん方は、ある意味では食料不足の指標というような感じで捉えられてしまう向きも大きいのではないかな、ある意味ではいたずらに恐怖心をおおるようなことにもつながりかねないのではないかなというような気がしております。

そこでお伺いをしたいわけですが、通常、食料自給率の国際比較を行う場合には基礎的食料に着目をして穀物自給率が用いられると伺っております。これを何で日本だけがカロリーベースの食料自給率でこの四〇％という数字を出しているのでしょうか。

○針原政府参考人 委員御案内のとおり、食料自給率はさまざまな概念として構成できるわけ

です。例えば、金額ベース、重量ベース、カロリーベース、穀物自給率、さまざまなございまして。

その中で我が国がカロリーに着目しておりますのは、食料が生命と健康の維持に不可欠な最も基礎的な物資であるという観点から、それが適切であらうということで設定しているわけでございます。

他方で、平成十七年三月の今の基本計画におきましては、野菜、果樹、畜産といったものの生産動向、それも含めた日本農業のいわば元気度合いの動向を判断する要素として、カロリーベースに加えて生産額ベースでの自給率の目標もあわせて設定しているところでございます。

○神風委員 カロリーベースの食料自給率が食料安全保障の見地を重視した食料自給率と一般的には言われているわけですが、これは、欧米に比べて日本の場合には主食という独特の概念があるのではないかなと思っております。

それで、日本以外でこうした主食という概念がある国というのはあるのでしょうか。これは以前、国会図書館の方に確認したら、ないというようない回答だったかなと記憶はしておるんですが、主食という概念がある国というのは、日本以外であるのでしょうか。

○町田政府参考人 主食の概念についてでございます。

主食とはということで広辞苑を引いてみますと、「飯・パン・麺類など、日常の食事の中心となる食物。」というふうにされております。

我が国におきましては、国民の皆さんほとんどの方が当然米を主食であるというふうにご考えていると思うわけでございます。諸外国はどうかというところでございますが、やはり韓国、東南アジアでは米、ヨーロッパ、北アメリカでは小麦やジャガイモを主食ということで念頭に置かれるのじゃないか、一般的に考えているのではないかと、ふいに私も認識いたしております。

○神風委員 結局、日本の場合には、戦後これほど食生活の内容が変化してきた国というのも極めて

て珍しいのであろうと思っておりますし、そうした食生活の変化によってカロリーベースの自給率が四〇％と下がってしまったことを考えますと、ある意味で、食料安全保障という観点で考えた場合に、これはあくまでも個人的な考えではあります。主食用の食料自給率は六〇％ということになるのかと思いますけれども、この主食用の食料自給率六〇％という方が日本の実態を反映している、正確にあらわしている数字ではないかと思うんですが、大臣の見解はいかがでしょう。

○石破国務大臣 そういうお考えも十分成り立つだろうと私は思っております。

安全保障という観点から考えれば、ごちそうを食べようとかおいしいものを食べようなどと考えるといけないのでありまして、死なないためには何が供されるか、そういう概念であるはずなんです。そうなるにつれて、主食という考え方も当然あり得るだろう。そして、本当にぎりぎりになってきますと、主食なる概念を仮に置くとして、それは米ではないはずなんです。サツマイモにかわるはずなんです。エネルギー効率が一番高いですからね。

ですから、私が自給力ということにやや拘泥したような物の言い方をしておりますのは、自給率の概念はいろいろある、今総括審議官が申しましたように、カロリーベースもあれば穀物ベースもあれば、重量ベースもあれば金額ベースもある、考え方がいろいろあるじゃないかということなんです。国民がいざというときに、いざというときがどういう場合かはいろいろな設定をしなければいけません。本日に食料がちゃんと食べられるだけの農地があり、農業技術があり、農業技術があります。安全保障ということに着目すれば、ちゃんと論ぜられるべき課題ではないだろうかと。

○町田政府参考人 二十一年産の米粉・飼料用米の作付面積でございますが、米粉用米で約百ヘクタール、約八千五百トンというふうになっておるところでございます。

○神風委員 そして、今後、この新規需要米の需要というのをどう見込んでいらっしゃるんですか。

安全保障という観点から考えれば、ごちそうを食べようとかおいしいものを食べようなどと考えるといけないのでありまして、死なないためには何が供されるか、そういう概念であるはずなんです。そうなるにつれて、主食という考え方も当然あり得るだろう。そして、本当にぎりぎりになってきますと、主食なる概念を仮に置くとして、それは米ではないはずなんです。サツマイモにかわるはずなんです。エネルギー効率が一番高いですからね。

そのうちの農地につきましては、平成十七年三月に現行の基本計画を策定した際に、その参考資料といたしまして、四百五十万ヘクタールの農地面積を確保する、そういう数字を出しております。それは、それまでの趨勢を踏まえながら、耕作放棄地の発生抑制や再活用の努力、あるいは基盤整備、担い手への農地の集積といった施策効果を勘案しながら設定したものでございます。

な、例えば二千カロリーぐらいの食生活が営めるというふうな試算も出ておまして、例えば少しお米を食べるのを控えて芋類を今の十四倍ぐらい食べるような試算になるんですが、それもあわせて出ております。

○町田政府参考人 二十一年産の米粉・飼料用米の作付面積でございますが、米粉用米で約百ヘクタール、約八千五百トンというふうになっておるところでございます。

安全保障という観点から考えれば、ごちそうを食べようとかおいしいものを食べようなどと考えるといけないのでありまして、死なないためには何が供されるか、そういう概念であるはずなんです。そうなるにつれて、主食という考え方も当然あり得るだろう。そして、本当にぎりぎりになってきますと、主食なる概念を仮に置くとして、それは米ではないはずなんです。サツマイモにかわるはずなんです。エネルギー効率が一番高いですからね。

安全保障の確保というの、例えば、農地、農業用水、担い手、技術、さまざまな要素で成り立っております。

大臣も所信の中でスイスの卵の例を挙げておられました。国産は六十円であるけれども輸入は二十円、でもスイス国民は高い国産の六十円の卵を買っている。この違いというのはどうなのか、なぜ日本はそういう中でそういう選択がされないのか、そこら辺はどう分析をされていますでしょうか。

○町田政府参考人 二十一年産の米粉・飼料用米の作付面積でございますが、米粉用米で約百ヘクタール、約八千五百トンというふうになっておるところでございます。

安全保障という観点から考えれば、ごちそうを食べようとかおいしいものを食べようなどと考えるといけないのでありまして、死なないためには何が供されるか、そういう概念であるはずなんです。そうなるにつれて、主食という考え方も当然あり得るだろう。そして、本当にぎりぎりになってきますと、主食なる概念を仮に置くとして、それは米ではないはずなんです。サツマイモにかわるはずなんです。エネルギー効率が一番高いですからね。

安全保障の確保というの、例えば、農地、農業用水、担い手、技術、さまざまな要素で成り立っております。

大臣も所信の中でスイスの卵の例を挙げておられました。国産は六十円であるけれども輸入は二十円、でもスイス国民は高い国産の六十円の卵を買っている。この違いというのはどうなのか、なぜ日本はそういう中でそういう選択がされないのか、そこら辺はどう分析をされていますでしょうか。

○町田政府参考人 二十一年産の米粉・飼料用米の作付面積でございますが、米粉用米で約百ヘクタール、約八千五百トンというふうになっておるところでございます。

安全保障という観点から考えれば、ごちそうを食べようとかおいしいものを食べようなどと考えるといけないのでありまして、死なないためには何が供されるか、そういう概念であるはずなんです。そうなるにつれて、主食という考え方も当然あり得るだろう。そして、本当にぎりぎりになってきますと、主食なる概念を仮に置くとして、それは米ではないはずなんです。サツマイモにかわるはずなんです。エネルギー効率が一番高いですからね。

安全保障の確保というの、例えば、農地、農業用水、担い手、技術、さまざまな要素で成り立っております。

大臣も所信の中でスイスの卵の例を挙げておられました。国産は六十円であるけれども輸入は二十円、でもスイス国民は高い国産の六十円の卵を買っている。この違いというのはどうなのか、なぜ日本はそういう中でそういう選択がされないのか、そこら辺はどう分析をされていますでしょうか。

○町田政府参考人 二十一年産の米粉・飼料用米の作付面積でございますが、米粉用米で約百ヘクタール、約八千五百トンというふうになっておるところでございます。

安全保障という観点から考えれば、ごちそうを食べようとかおいしいものを食べようなどと考えるといけないのでありまして、死なないためには何が供されるか、そういう概念であるはずなんです。そうなるにつれて、主食という考え方も当然あり得るだろう。そして、本当にぎりぎりになってきますと、主食なる概念を仮に置くとして、それは米ではないはずなんです。サツマイモにかわるはずなんです。エネルギー効率が一番高いですからね。

安全保障の確保というの、例えば、農地、農業用水、担い手、技術、さまざまな要素で成り立っております。

大臣も所信の中でスイスの卵の例を挙げておられました。国産は六十円であるけれども輸入は二十円、でもスイス国民は高い国産の六十円の卵を買っている。この違いというのはどうなのか、なぜ日本はそういう中でそういう選択がされないのか、そこら辺はどう分析をされていますでしょうか。

○町田政府参考人 二十一年産の米粉・飼料用米の作付面積でございますが、米粉用米で約百ヘクタール、約八千五百トンというふうになっておるところでございます。

米粉・飼料用米に関しましては、昨年末、実需者から行った聞き取り調査によりますと、新たに百七の米粉用米の実需者と二百六十八の畜産農家、これは飼料用米でございますが、取り組み意向を示されております。さらに、本年一月に地域協議会が行った聞き取り調査におきましては、これは生産サイドでございますが、二百四十四の地域協議会が米粉用米に、また四百五十八の地域協議会が飼料用米の取り組み意向を示すなどということで、生産、利用の推進が図られているところでございます。

こうした意向を受けまして、現在、マッチングが進められているところでございまして、現時点で定量的に何トンというものを申し上げることは難しいわけでございますが、二十年産以上の取り組みが進められるということを期待しているところでございます。

○神風委員 農水省の方で出している、食料自給率五〇％のイメージという資料がございまして、これは需要ではなくて目標であらうかと思ひますが、十年後には米粉が五十万トン、そして飼料用米が二十六万トン。

今お話をされた平成二十一年度産、今の状況ですとどのぐらいになると予想されているんですか。数量的にわかれば、お願いします。

○町田政府参考人 現時点で数量が何トンということをお願いいたします。

速やかに、マッチングが進められておりますので、需要量の把握といったことには努めてまいりたいというふうに考えているところでござい

○神風委員 さらに、今、加工用米の国内需要が相当高まっているというお話を伺います。生産量が少なくて需給バランスがとれていないと。

結局、加工用米の需給が見合っていないような状況の中で、さらにこの新規需要米の増産というのがどれぐらい図れるのか、農家の方も随分疑問に思っているというお話を伺うんですが、この新規需要米の増産に当たっての、加工用米との関係

というのをどう考えられているのか、その点を教えていただきたいと思ひます。

○町田政府参考人 新規需要米と加工用米との関係でございます。

この米粉用また飼料用等の新規需要米につきましては、米粉用でしたら小麦粉に代替されるものというところでございまして。また、飼料用ですと、輸入トウモロコシ、こういったものに代替されるということでございます。将来的な需要の増加が見込まれる、まだ緒についたばかりでございますが、そういったものでございまして、その普及によりまして米穀の新たな用途への利用が促進されるというふうなことで、本法案も提出させていただいているところでございます。

一方、加工用米でございますが、酒、みそ、米菓、そういったものに使われているところでございます。これは既に定着をした用途に利用されているものでございます。

このように、米粉用また飼料用米、こういった新規需要米と加工用米につきましては、普及の定着の度合い、またその用途といったことが異なっているというふうな整理いたしているところでござい

○神風委員 ちょっとよくわからなかったんですが、あるいは、この新規需要米の生産について、調整水田において振興すべきという考え方があるようでありまして、こうした新規需要米とまさに麦、大豆等の生産振興との関係はどう整理をされていくんでしょうか。

○本川政府参考人 水田における作物の生産振興に当たりまして、私ども、地域で水田農業ビジョンというのを策定していただくようお願いをしております。地域に水田協議会というのがございまして、そこで、この地域ではどのようなものを作付けて振興していくべきかという方針を議論していただいております。

そこで判断をするに当たっては、一つはやはりニーズにどのようなものがあるか、これは実需者のニーズでございます。麦や大豆にきちんとニ

ズがあるかどうか、あるいは地域に畜産農家が多くて飼料米のニーズがあるかどうか、そういうことも一つの条件になると思ひます。

それから、当然ながら、地域の水田の利用状況や圃場の条件、こういうところが影響すると思ひます。汎用化水田が整備されているようなところでは、やはり畑作物をつくっていただくことが有利になると思ひますし、なかなかそういうものが進んでいないところでは、飼料用米であるとかそういう新規需要米というものが非常につくりやすいものとしてクローズアップされてくると思ひま

す。それからもう一つ、何よりもやはり大事なものは、地域の農業者の方々の意向でございます。

このようなものを踏まえて、地域で話し合いをしていただきながら、私どもの今度新たに用意させていただいている支援措置、こういうものも勘案しながら地域に合った作物を生産していただく、そのような方向で取り組んでいただくようお願いしてまいりたいと考えているところでござい

○神風委員 先ほど来議論にもなっておりますが、まさにどれぐらいの支援策がとれるのかということがポイントなんだろうと思ひます。

そういう中で、主食用の場合には用途別価格がトン当たり二十四万、加工用が今十七万から十八万ぐらいですか、あるいは米粉用が約八万、飼料用が約三万というところでござい

○町田政府参考人 先ほども今村委員にお答えを申し上げましたが、基本的に私ども、既に同じ原料用米として長く生産をされてきております加工用米並みの収入を確保するというようなことで、

単価を設定させていただいておるところであります。それによりまして、いろいろな試算はございますが、所得の面でも加工用米並みのものは確保できるのではないかと思ひます。それに加えて、先ほども申し上げましたが、やはり同じ機械を使って水田で転作作物を栽培できるという生産者にとつてのメリットがござい

○神風委員 いろいろな支援策が必要であらうかとは思ひますが、そうした支援策をとつても、なかなか、この新規需要米がどれぐらい増産をされていくのかというのは、個人的には非常に疑問でござい

その理由として、一つには米粉調製品というのが今存在していると思ひますが、この米粉調製品についての実態の把握というのは農水省としてどれぐらいされているんでしょうか。

○町田政府参考人 米粉調製品の輸入実績でございますが、財務省の貿易統計によりまして、平成十七年度で十二万一千トン、平成十八年度で十八万八千トン、平成十九年度は九万トン、こういう実情にござい

○神風委員 これは、価格を比較してみますと、例えば、加工用米の販売価格は一キロ当たり百六十円、ちよつとデータとしては古いデータでありますけれども百六十円ぐらい。MA米の販売価格がキロ当たり百二十円から百三十円。それに比較をしますと、米粉調製品の輸入価格というのは大体九十六円から九十九円と非常に安いわけござい

今九万トンから十二万トンぐらいが輸入をされているというところでございまして、現状で米粉が生産をされているのが九千五百トン。そういう中で、本当に農水省が十年後に目標とされている五十万トンの生産というのが可能であるとお考えになつていらっしゃるんでしょうか。

○町田政府参考人 米粉調製品はどういった用途

に用いられているかということですが、もち、だんご、米菓用など伝統的な米加工品の原料として利用されておりますが、パン、めんなどの小麦の代替として使われているものではないというふうにも私ども承知をしているところでございます。

他方、本法案によりまして生産、利用の拡大を促進することとしている米粉でございますが、先ほども申し上げましたが、我が国が年間五百万トン輸入をしております小麦に代替するというものがございます。

そういったことから、米粉調製品の用途とは異なるものというふうにも考えております。この意味で、米粉調製品が国産米粉の振興に影響を与えることはないのではないかというふうにも考えているところでございます。

また、先ほど来お話にあります十年後の数量のイメージの問題でございますが、これは昨年の十二月に、新たな基本計画の策定に向けた議論に供するということで、十年後の食料自給率五〇％を達成した場合のイメージということで公表させていただきまして、そこでは米粉は五十万トンということをイメージとして示させていただきました。

今新しい基本計画の審議もされています。こういった中で、このイメージの妥当性、可能性、こういったことも含めまして、数値目標についても検討していきたいというふうにも考えております。

○神風委員 ちよつと確認ですが、新規需要米と米粉調製品とは競合関係にはないという認識でよろしいわけですね。

○町田政府参考人 そのように認識しているところでございます。

○神風委員 わかりました。

また、国産の米粉を扱うような製パン業者さんから米粉の原料原産地表示の義務化を求める声が相当あるというふうなお話伺います。ましてや今後国産の米粉を振興していこうということであれば、消費者の商品選択の観点からも米粉の原料

原産地表示を義務づけるべきではないかと思うわけですが、この点は今回の米トレーサビリティー法の方で対応できるという認識でよろしいですか。

○町田政府参考人 米トレーサビリティー法案における原料米の産地情報の伝達の対象品目は法令で具体的に規定することといたしているところでございますが、米穀、米の加工品であつて食糧法に規定するような主要食糧に該当するもの、さらにはその他の加工品であつて社会通念上米を主たる原材料とするものや、米を原材料としていることを訴求ポイントにしているもの、こういったことを基本に現在進めているところでございます。

お尋ねの米粉調製品につきましても、製品に對しまして米粉の使用割合がどうなっているか、そういった実態をよく調べた上で、産地情報伝達の対象に加えることについて検討を進めてまいりたいというふうにも考えております。

○神風委員 我々も、民主党の朝の農水の部門会議でよく米粉パンを食べながら、米粉の消費拡大に努めているところでありますが、普通の麦のパンに比べて値段が幾分高いようでございます。最近、米粉パンというのかなり注目されてきたかなという認識はありますが、これが一過性のブームで終わらないように、ぜひ長期的な消費拡大につながるようにしていただきたいなと思っております。

次に、生産製造連携事業計画について伺います。これは、認定後、その計画どおりに進捗しているかどうかというのにはどのようにチェックしていくのか、実施状況をどうフォローアップしていくか、実施状況はどうなのか、その点、具体的にお示しをいただきたいと思います。

○町田政府参考人 新規需要米の本格生産、利用を図りますためには、大臣が認定いたします生産製造連携事業計画どおり適切に事業が行われているかどうかチェックすることが大変重要だということも考えております。

このため、認定を受けました事業者に対しましては、法案の第十六条の規定に基づきまして、報告徴収を定期的に行いまして計画の実施状況を確認するということが一つでございます。また、必要に応じて助言や指導といったことを行つていくことといたしているところでございまして、しっかりとフォローアップに努めてまいりたいというふうにも考えております。

○神風委員 事故米の不正規流通に見られるように、横流れの防止というのが重要であることは言うまでもないわけですが、具体的な横流れ防止策というのはどのように検討をされているんですか。

○町田政府参考人 今申し上げましたような計画のフォローアップに加えまして、先ほど来御説明をさせていただいておりますが、食糧法に横流れの防止ということで遵守事項、守るべきことを決めます。当然のことながら、定められた用途に使用しないさい、食用には回してはいけません、そういったことを定めるわけでございます。

また、同じく提出をさせていただいておりますトレーサビリティー法案におきましては、きちつと取引について記録していただくことになっております。

こうした関係の三法案を一体的また効率的といましようか、しっかりと運用して、所期の目的が果たせるように努めてまいりたいというふうにも考えております。

○神風委員 これは、地域において適正流通の確認というのをどういう体制で進めていくのか。例えば地域水田農業推進協議会というようなものがあるかと思いますが、そうした協議会が進めていくようなことを考えられているのか。どういう形で適正な流通確保のための体制整備というのを図っていく予定なんですか。

○町田政府参考人 適正な流通確保ということにつきましては、もちろん現場段階できちつと適切に横流れを防止する、ここから始まるということも考えているところでございます。

先ほど来申し上げていますが、生産製造連携事業計画の認定フォローアップ、また食糧法の改正法案、米トレーサ法案をやつておるわけでございまして、現場段階できちつとやるということについて、必要に応じて地域協議会の力もかりながらやつてまいりたいというふうにも考えております。

○神風委員 もう一点確認であります。今の第十六条「報告の徴収」と、第十七条の「権限の委任」というのがございます。十七条では「この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。」と書かれているわけですが、この「一部を地方農政局長に委任することができ。」というのは、どういう権限を委任される御予定なんですか。

○町田政府参考人 お答え申し上げます。

まさにこれから検討していくことになるわけですが、先例でありますJAS法、そういったものを参考にしながら検討してまいりたいというふうにも考えておりますが、通例考えられますのは、それぞれのブロックごとの流通の監視、そういったことにならうかと思ひます。これからよく検討してまいりたいというふうにも思ひます。

○神風委員 これも、地方に丸投げをしてしまうということではなくて、あくまでも本省が責任を持ってフォローアップをしていくということでしょうか。ちよつと確認の意味でお伺いをしたいと思います。

○町田政府参考人 今回のトレーサビリティー法また食糧法の改正法案につきましては、昨年、事故米問題を起こしたということの反省のもとに出させていただいているという部分が多くあります。国、もちろん本省、地方局も一緒でございますが、本省が中心となつてしっかりとした体制を組んで、提案させていただいております法律の所期の目的が達成できるように最大限努めてまいりたいというふうにも考えております。

○神風委員 次に、例えば麦であるとか大豆の本作化を目指すような地域において、米粉用あるい

は飼料用の新規需要米の作付拡大による生産製造連携事業計画を申請した場合、これは基本計画に照らして認定されないことになるのかどうか、その扱いはどういふことになるのでしょうか。

○本川政府参考人 これまで、麦や大豆について、水田農業ビジョンの中で位置づけて取り組んでいたという産地がございます。

ただ、そういうような産地におきましても、例えば新たな転作田とか調整水田といった不作付地が存在をしております。それからもう一つは、そういう地域でも、生産調整に残念ながら御協力いただいていない方々のいわゆる過剰作付部分というのがあるかと思えます。それから、そういう産地でも、山合、あるいは地域によっては湿田などで、麦や大豆を作付けることが困難な地域というのがございます。そういう地域を念頭に、お話し合いをしていただいて新規需要米に取り組んでいただくことは十分可能であると思っております。

ただ、これまで取り組んできたそういうブロッコリー・テーションの優良な麦、大豆転作が虫食いの崩壊していくようなことになってはいかぬというふうにも思っておりますので、そういう麦、大豆の本作化の取り組みと整合性を図りながら進めていただく、こういうことが重要ではないかなと考えているところでございます。

○神風委員 次に、農業改良資金のことについて伺います。

この貸し付けの実績の推移を拝見しますと、平成十四年から十九年で三分の一下がってしまっている。十四年のときには件数として六百七件が十九年には百九十件、金額としては十四年で三十九億円だったものが十九年に十二億円と、三分の一にこのわずか五年で下がっているんですが、この背景というか理由はどこにあったところにあるんでしょうか。

○高橋政府参考人 農業改良資金でございますけれども、この資金は、農業者の経営改善を目的といたしまして、農業者が新たな生産方式を導入す

る、あるいは新たな加工事業の経営を開始する際に、都道府県が資金を無利子で貸し付ける制度でございます。新技術の導入等で地域農業の再編等に役割を果たしてきたところでございまして、貸付実績につきましては、委員御指摘のとおり、平成十四年度に比しまして十九年度は約三分の一に減少しております。

この背景といたしましては、基本的に我が国全体の金利情勢そのものが非常に低くなっている、そういう中で、この無利子制度というのについてでございますけれども、高金利の時代に比べますとやはり一般金融に比べてメリット感が少なくなっている。

さらに加えて、他の制度融資、これは政策金融公庫、昔の農林漁業金融公庫でございますけれども、そのような制度金融と比べましてもこちらの方が相当充実しておりますので、そういう金利面での有利性が薄れたことが一つの大きな原因ではなからうかというふうに考えております。

ただし、体質強化を図る際に、今申し上げましたような新方式導入という点では、引き続き重要な役割を果たしていると考えております。今回は、これをさらに、農業者だけではなくて、農業者以外の製造業者等にもこの資金を貸し付けるということで対応することにしておるところでございます。

○神風委員 今回、農業改良資金の貸付対象を認定製造事業者等に拡大して、償還期間を二年延長するというところでございますが、それによって新規需要米の利用というのがどの程度進むと見込まれているのか、どの程度効果があると御認識になつておられるのか、見込んでおられるのか、その点はいかがでございますか。

○町田政府参考人 本法案によりまして、認定事業者者に対して償還期間十年のところを十二年以内に延長するということでございます。

この趣旨でございますが、生産者が米粉用また飼料用米の低コストで安定的な生産に取り組む場合、直まき栽培の導入に必要な機械など新たな資

金需要も生ずることから、これらの資金需要に対応するため、最も有利な無利子資金でございます。農業改良資金につきましては、年間の償還額をできる限り低く抑えようといった目的で、この延長を設けさせていただいております。

これによりまして、米粉・飼料用米に取り組むとされる生産者が低コスト生産を進めやすくなるというふうに考えているところでございます。この取り組みは始まったばかりでございます。現段階で、この延長によりまして、米粉・飼料用米の増加見込みを示す、またその効果を定量的に示すということは、全体も難しいというところは先ほどお話しさせていただきましたが、この改良資金の償還期間の延長の効果につきましても、定量的にお示しすることは、正直、今のところ困難というところでございます。

○神風委員 続いて、新品種育成計画についてちょっと伺いたいと思っております。

この法案では、研究開発の領域のうちに新品種の育成を対象としているということでありまして、けれども、ある意味では、米粉の機械メーカーがそういった製粉機械の研究開発なんかを行うことも十分に考えられるわけでございますが、新品種の研究開発以外に対する支援というのは考慮される予定がないのかどうか、その点はいかがなんでしょうか。

○町田政府参考人 この新品種育成計画につきましては、新品種の育成を行うという場合に、計画をつくっていただいて認定をして一定の特例措置を講ずるというものでございまして、お話のございました米粉の製粉機械など、こういった研究開発は新品種育成計画の対象にはなっていないところでございます。

米粉製粉機械などの研究開発につきましては、もう一つの計画でございます生産製造連携事業計画でございます。米の製造の高度化を図るための措置ということで、この計画の対象となっております。計画が農林水産大臣の認定を受けた場合には、法案第十一条第一項で債務保証といったよう

な支援措置も講じられるということになっております。

このほか、研究開発一般に対する支援措置といたしまして、競争的資金の手当てといったものもございまして、

○神風委員 大臣にお伺いをいたしますが、大臣所信の中でも、本年を水田フル活用への転換元年と位置づけられていらっしゃいました。そういう中で、今回の新規需要米増産というのと米生産調整の関係というのはどういふふうにお考えになつていらっしゃるのか。

農水省の資料によりますと、調整水田約二十万ヘクタールにこの新規需要米を約十二万ヘクタール耕作する、十年後ぐらいにその程度にしたいというふうなことが書かれているわけでありまして、水田フル活用という勇ましいかけ声とは裏腹に、中身は相当貧弱というか寂しい限りではないかなと個人的には感じておるんですが、大臣の御認識はいかがでございますか。

○石破国務大臣 要は、麦をつくる、大豆をつくるといつても、それは難しいね、しかし生産調整はしなければいけないということ、当然生産調整の一形態として位置づけておるものでございます。

よつて、主食米と同じような手取りとか、そういうことはなかなか位置づけにくいところでありまして、要は、一番日本に向いた水田というものの、それが活用されないわけにはいかぬだろう。それを生産調整の一形態として位置づけ、できるだけそれをつくっていただけるような方策を考えて、今回お願いをしておるものでございます。

寂しい限りと言われますと、それはもう委員のお考えかと思えますが、私も私として、生産調整の中で、そしてまた、日本に一番向いた水田をどうやって活用するか、自給力を高めるかという観点で今回用意したものでございまして、どうかそういう点からまた御議論を賜りたいと存じます。

○神風委員 これは二月二十七日の産経新聞のインタビューの記事だと思えますが、大臣御自身も、

「二十一年度はそれでいくが、二十二年度以降も続けるのはどうだろうか。」というような御発言が書かれておりました。

これはいかがなですか。

○石破国務大臣 これは何か否定的なニュアンスの文章になっておりますが、私は、水田フル活用というのとは、それはそれでこれからも進めていくべきものではないか。もちろん二十二年度のことについて今私があれこれ申し上げるべきではありませんが、やはりこれはこれとして大きな意味を持つているものだというふうに考えておるものでございます。

それと主食用の世界はまた別の世界でございますので、主食用がどうなるか、もちろん連関をするものではないですが、水田フル活用という考え方が一年こっきりでおしまいというふうなことはならないのではないかと私は思っておりますし、そうなるべきでもないと考えております。

○神風委員 わかりました。

まだ幾らか時間があるようでありますので、ちよつと最後に、これはきょうのあれとは幾分違いますが、MA米のことについて伺います。

朝日新聞の三月十三日の記事の中に、「輸入義務米 カビ次々」というようなタイトルで書かれておりましたが、今このMA米、一袋ずつ検査をしている、カビが目視で見つかったらすべて廃棄処分しているというお話でございましたが、それはカビ毒であろうと単なるカビであろうとすべて廃棄をしているということではよろしいですね。

○町田政府参考人 カビが発見、確認された場合には、すべてそれは廃棄しておるところでございます。

○神風委員 単なるカビであれば、一定の条件のもとで売却していくことも検討され得るのかなと思いますが、その点はいかがなんでしょうか。

○町田政府参考人 私ども、カビにつきましては、事故米の反省も踏まえまして、一切市場には流通させない、そういったことで今臨んでいるわけ

でございます。

お米の今後の活用についての課題といったものもあるかと思うんですが、今は、まずは完全に流通を断つというところに全力を挙げているということでございます。

○神風委員 というと、今後、単なるカビであろうと、それは使う予定はない、市場に出す予定はないということではよろしいんですか。

○町田政府参考人 当然、廃棄をするということになれば費用もかかるわけでございます。国の負担軽減、また資源の有効利用といった観点から、これは何とか使えないのかといった御意見もあると承知しておりますが、先ほど申しましたように、食用への横流しを完全に防止した上で、有効活用する方法についても今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○神風委員 先ほどの議論の中でも、玄米で輸入したらどうかというような意見もあったようでありまして、やはりカビ毒とカビというのは相当違うんではないかなと思っております。コスト的な問題もあるのかなと思っておりますが、ぜひ有効活用を図れるような方策を考えていただきたいと思っております。

時間が参りましたので終わります。ありがとうございます。

○遠藤委員長 次に、高井美穂君。

○高井委員 民主党の高井美穂と申します。

大臣とは初めての質疑になります。どうぞよろしくお願いいたします。

通告に従って順番どおり、米のいわゆるトレサの法案、それから食糧法改正、そして最後に米粉の新利用に関してというふうに順番に質問させていただきますと思うんですが、それに絡めて、生産調整についてのお考えも最後にちよつとお聞かせをいただきたいと思っております。

ちよつと順番は変わるんですけども、先ほど、最後に神風議員から、私も質問しようと思っております。しましたMA米のカビの件、質問がございました。先ほど自民党の今村議員からございました。

で、経過等も重ねては結構でございますが、この破棄費用に幾らかかっているのか、どういうふうな廃棄しているのか、お教え願えますか。

○町田政府参考人 消費者の方々が不安を感じるものがないようにするためには、食品衛生上問題のある事故米穀が国内流通する可能性を断つことが基本であるというふうに考えまして、事故米については廃棄処分することとしたところでございます。

二十年度の廃棄処分に要した費用、これは十月以降でございますが、二月末現在で、約五百七十七万円というふうになっているところでございます。(発言する者あり)

○遠藤委員長 御静粛に。

○高井委員 済みません。ちよつと、どのように廃棄しているかをお願いします。

○町田政府参考人 廃棄につきましては、すべて焼却というところでやっているとございまして、焼却処分でございます。

○高井委員 九月二十二日ですか、内閣府の方から発表で、事故米の横流しの可能性を考えて、すべて廃棄処分することに決定されたということですが、これは、この朝日新聞に載っていたとおり、十二月三日に食用で売ったタイ米からカビ毒が検出されて以来、袋を全部あけて調査することになった、そうしたら、十二月は二十九件、一月に関しては二十八件と、今まで少なかつた発見が急増したということがございました。それにより、こうして廃棄処分を続けているということでもあります。

確かに、この事故米の件、大変な問題であります。それだからこそ今回、新法までつくって、食糧法まで改正して、こうしたことが起きないようにするという決意を表明されているんだと思うんですが、この横流しを防止するための措置をつくる、この二法を改正する、新法をつくったにもかかわらず、あくまでもこれから、これが施行になってからも廃棄処分を続けるということでしょうか。

○町田政府参考人 政府米につきましては、私どもが食品の販売事業者でございます。安全性について、また品質につきまして、きちつと適正に管理したものを実需者また消費者の方にお売りするというのが私どもの責務だというふうに考えているところでございます。

確かに、カビがあるかどうか、全部袋をあけて調べているところでございます。また、カビ毒につきましても、二月十九日以降、すべて調べた上でお売りをするということにいたしております。で、こういった体制につきましては、当然のことながら、実施しながら、より効率的な方法ということを探っていききたいというふうに考えておりますが、この体制につきましては、今のまま、当面は続けていきたいというふうに考えております。

○高井委員 きょうの通告の段階では、カビというのは一般カビもあるし、世界じゅうというのか、日常生活の中でもカビというのはたくさんある、だからさほど有害でないカビもあるということ、もちろん有害な汚染米はきちんと処分すべきだと思ひますし、先ほどの今村委員の質問の中でも、発生を防止するように気をつけるといふような御答弁ももちろんございましたけれども、今回、この法案の中で、出荷、販売していれば輸入業者もこの横流し防止策の対象になるんですね。

そうすると、この新法が施行されても、かつ廃棄処分を続けるということとは、余りこの新法が機能しないんじゃないかということなんではないでしょうか。どうなんですか。

○町田政府参考人 今回、この食糧法の改正を提案させていただいておりますが、これは、昨年の事故米問題のときに、非食用として売られていたものが食用に横流しをされていたということを踏まえて、きちつとその横流しの防止に対応していくというものでございます。

これは当然、品質的に問題がないお米につきましても、用途のとおりに使っていただくということとでございます。カビの付着したお米を廃棄する、これは当然今やっているわけでございまして、

食糧法の改正というのは、横流し全体の防止という観点から提案をさせていただいているということとでございます。

○高井委員 非食用米で売ったはずなのに食用米に使われていた、まさに横流しが起きた、これを防止するために今回この法案を通すんですね。それも法の目的の一つです。それでも、この法施行があった後もそういう廃棄処分を、横流ししないということできちんとできるんではなくて、やはり消費者のために廃棄処分を続けるということではないのですかと、むしろ大臣にお聞きした方がよろしいんですかね。どうでしょうか。

○町田政府参考人 カビが発見された、生えていたお米、これはもう食品衛生上問題で、販売できないわけでございますので、これはやはり流通させてはいけない、この基本は揺るがないというふうに考えております。

○高井委員 ちよつとよく聞いてください。だから、流通させてはいけないからこそ、横流しを防止するための措置をこの法案に入れて、罰則まで入れるんですね。それにもかかわらず、なぜ横流しする可能性があるからということで廃棄を続けていくのか。これからも発見されたときに、一般カビであれば、横流しされない形で非食用の米として使えばいいのではないのでしょうかというふうに申し上げているのですが、おわかりになりますでしょうか。(発言する者あり)

○遠藤委員長 御静粛に願います。

○町田政府参考人 私ども、本当に自分どもの対応が不十分であつて、非常に消費者の方に不安を与えたわけでございます。そういったことで、消費者の方々の不安をなくすということには、やはり、横流しの防止はもちろんあるわけです。これは民間のお米でもあります。それを全体のお米にカバーするわけでございますが、そこはやはり、廃棄をして、他用途には使わないということだと思ひます。

しかしながら、先ほど神風委員にもお答えしましたけれども、四百何十万もお金がかかっていま

す。また、資源の有効利用の観点で、もったいないじゃないかという御意見も、確かにこの委員会でもいただいております。

食用への横流し、それはやはり防止した上で、そういった利用、有効活用する方策について、これは全然検討しないということではないんです。が、今後検討していきたいということでございます。今、今の体制で当面続けさせていただきたいということでございます。

○高井委員 非食用米に使うのでも、消費者の安全が確保されないというふうにお考えになるということでございますね。(発言する者あり)

○町田政府参考人 済みません。繰り返しですが、今までは万全を尽くして防止をしていきたということでございます。横流しの防止ということをきちつとやっていくために、今まで民間契約であつたものを、限界もございました、それで法令でルールを定めさせていただくということもござひます。また、トレーサビリティ法案では、き

ちつと記録をしていただくということで、横流しにつきましては万全を尽くして防止をしていきたということでございます。これに自信がないから何か事故米を流通させないのではないかと、いったことではございませんので、繰り返しになりますが、御理解をお願いいたします。

○高井委員 一般カビが発見された米に関して、非食用米に使うという選択をとれないということなんですかね。この法施行後も、そのようにはしない、廃棄処分を続けるというふうな御答弁だったので、なぜかなと思つてお聞きをしているんです。

この法が施行されたら横流しができなくなる、抑止力が働き、できるだけなくなる。だから、非食用米として加工用に、消費者の口に絶対入らないような形で御利用なさつた方が、環境政策等もいろいろ言われている中ですから、廃棄処分よりもいいのではないかなということをお申し上げてお聞きをしているんですが、ちよつと何かうまく伝

わらないようなので、大臣、どのようにお考えになりますか。

○石破国務大臣 それは判断として委員がおっしゃるような判断もあり得るんだらうと思つております。

昨年、この事故米の議論があつたときも同様のお話がありました。それはそうしてもいいのでありますが、より万全を期すという判断のもとに廃棄処分ということになっておるわけでございます。

そこにおいてどちらを価値判断として優先するかということをお考えなされたときに、消費者の安全、安心というものを優先した結果としてこういうことになっておるわけでございます。そういう形で非食用で加工用等々に回してもいいではないかというお考えは、それはそれとして成り立ち得るものでございます。どちらを優先するかという価値判断で、私どもとしては消費者の安全、廃棄処分という形をとつておるものでござひまして、自信がないとか、そういうようなわけではござひません。

○高井委員 まさに今回の法改正の目的が、横流しをないようにしようということが目的なんです。から、では、実際に、法施行後はそういうふうにならないだらうという想定のもとに努力しないといけませんよね。

それにもかかわらず、それが起きる可能性がまだあるからとりあえず現状の破棄を続けるということとは、ちよつと私には、この法施行をした後も、わざわざ新法までつくつて改正するにもかかわらず、自信がないのかと不思議で、少し理解できないんですね。多分、何度言つても同じなんだろうと思つておるんですけれども。

では、もう一つ別の観点から。

今回、新たにこのトレーサ法案の中で罰則が五十万という形で科されることになりました。現在の、三笠フーズ等がこの間事故米の件で捕まつたときの罪状でも、五年以下、五百万円以下の罰則、不正競争防止法で摘発されたということになります

すが、新法をわざわざつくつた割には、罰則五十万というのは前の事故米事件よりもさらに罪が軽いということでもあります。

今、JAS法の方の直罰規定で与党の方でも検討されているということもちよつとお聞きをしているんですが、なぜ、米に関する虚偽表示販売への規制をJAS法改正にせずに、米だけのトレーサビリティ法案をつくつて新法をつくつたのかということをお聞かせいただけますか。

○町田政府参考人 今回のトレーサビリティ法案を提出させていただいた理由でございます。

今回の事故米問題で幾つか大変問題を起こしてしまつて、本当に申しわけなかつたわけでございますが、一つは、非常に流通ルートの特定に時間がかかつてしまつたということ。また、国民の皆様、消費者の皆さんが、これは国産といましようか主食用だと思つて食べていたものが、実は外国産の、しかも非食用の米であつた、そういったことがあるわけでございます。

私ども、このトレーサビリティ法案について、問題が起つたとき、食品事故あるいは産地偽装、また横流しもございます。そういった問題が起つたときに的確に対応できるように、そういった共通の基盤となるような法律ということでトレーサビリティ法案を出させていただいております。

対象品目につきましては、米、米加工品ということでございます。今JAS法では対象になつておりませんが、外食、弁当、そういったものも対象にしたいと思つておりますし、容器の包装に表示をしていただくということだけではなく、情報の伝達ということで、幅広い方法で情報をつないでいっていただきたいというふうにも思つておりまして、JAS法とは別の形で提案をさせていただいているということでございます。

○高井委員 むしろこれは大臣に教えていただきたいんですが、法の意義というのはわかるんですが、私も必要ではないとは言ひません。取引情報をきちんと記録して伝達するためにこの法

案をつくったということとはよくわかっております。

しかしながら、JAS法の方が、JAS法を改正するならば、一年以下の懲役、百万円以下の罰金ということで新法よりもさらに罰則が高いわけですね。わざわざ新法をつくっても、この新たな罰則五十万、いろいろなほかの法との並びがあるとは思いますが、これで本当に抑止力になり得るのか。

また、先ほどのカビが生えたミニマムアクセス米の件でも、施行された後も横流しが心配だから消費者のために全部破棄処分するという御回答があったぐらいですので、ちょっと本当にこの新法が有効に機能するのか、少し心配なんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○石破国務大臣 それは、何に対する抑止力なのかということなんだろうと思います。

委員が御指摘になっておられますことが、三笠フーズとかあるいは浅井とか、ああいうようなものに対して抑止力がこの法律でいくのかということではないか、そういう問題意識でよろしゅうございませうか、もし仮にそうだといたしますと、今回のトレサ法によりまして、取引記録をつくってください、保存してくださいということは、食品事故、表示偽装、米穀の横流し、こういうことに対応できるように共通の仕組みでつくったものでございます。

ですから、これは取引記録をつくってください、保存してください、こういうことを義務づけるものでございまして、不正行為そのものの取り締まりは、どういうことが起こったかということに依りまして、食品衛生法、JAS法、食糧法、そういうものに基づいて行うことになるわけでございます。

ですので、先般の三笠フーズあるいは浅井のように、米の横流しを不正に行う、そういう業者がおりました場合には、今回の食糧法第七条の二、つまり改正食糧法に基づきます遵守事項、これに照らしまして、今度は七条の三でございしますが、

勧告や命令を行うこととなります。三笠フーズとか浅井の例を想起して考えました場合に、最終的に一年以下の懲役あるいは法人であれば一億円以下の罰金、これが科せられることになっておるわけでございます。そうしますと、この食糧法の規定を使いまして場合に相当の抑止力がきくのではないかとこのように考えております。

そのほかのいろいろな、三笠とか浅井とかそういうのではない事案につきましては、それは、JAS法でありますとか食糧法、そういうようなものの罰金規定との整合を図りながら、今回、五十万円以下の罰金としたものでございます。

○高井委員 表示の部分に関しては、まさにJAS法にも規定をされているので、命令、勧告の後しなければ、今だと罪がないということになりますし、直罰規定もこれから改正を検討しているということでございますので、我々も検討したいとは思っているんですが、今回の事件で、私は本当に、三笠フーズや浅井が幾らもうけたかはわからないんですけれども、不正競争防止法とか食品衛生法違反、そして、詐欺罪までは多分至らなかったと思うんですが、そういう罪状を重ねて立件するというのは極めて難しいと思うんです。

だから、新しいトレサ法をつくるのに、こういう事件が起きないようにしようということが目的で新法もいろいろとつくるわけでございますから、本当に五十万で、これで効果が上がるのかというのを心配しているわけがあります。

そして、悪質な商法でもうけたお金を吐き出させる方法というのは、これはこの委員会ではなくて、今、消費者庁法案も政府の方も出しておりますが、まさにそちらの方で、我々民主党としても提案を消費者権利院法案で出しています。こういう件もぜひこれから大臣も御検討いただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

行く行く、米だけではなく、我々が提案しているレベルの高いトレーサビリティをいろいろな食品に適用するというに関しても、先ほど与

党のどなたかの質疑の中でも検討していくというお話がございましたので、改めて回答は要りませんので、御検討の方をよろしくお願い申し上げます。

そこで、大臣が先ほど触れられた食糧法の改正の中の第七条の二、「農林水産大臣は、米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、農林水産省令で、米穀の用途別の管理の方法その他の米穀の出荷又は販売の事業を行う者がその業務の方法に關し遵守すべき事項を定めることができる。」というふうに入っておりますが、その「遵守すべき事項」とは何なのか、御説明ください。

〔委員長退席、宮下委員長代理着席〕
○町田政府参考人 この遵守事項につきましては、省令で定める予定にしておりますが、具体的に今検討している項目でございます。

一つは、用途が限定された米穀については、その定められた用途以外には使用してはならないこと、二つ目として、他用途の米が混入しないように区分保管すべきこと、三つ目としたしまして、定められた用途に使用されることとなるよう、販売に際して相手方の確認、また破砕などの適切な措置を講ずべきこと、こういったことを今予定しております。

今後、その内容につきまして、関係方面の意見も聞きながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

○高井委員 まさに、用途を定められたものの以外には使ってはならないということが遵守すべき事項として入るということでございますので、改めてさっきのカビ米の件に戻りますが、だから用途を非食用米に定めてしまえば、カビが生えたものは、そうしたら食用の方に回らないように使えるのではないかとこのように重ねて思うんですね。どうしても私には廃棄処分を絶対的にしなければいけない理由というのが理解できなくて苦しむんです。

この用途限定米の流用禁止ということと区分保管等もこの遵守すべき事項として定めたというこ

とになりますが、次の第五十三条一項に、この法律に規定する農水大臣の権限に属する事務の一部は、都道府県知事が行うことができるものとする、ことというふうに入りました。

事前に通告の段階でお聞きすると、この遵守すべき事項の中の一部が、都道府県知事が行うことができるものとする事務の一部として移管するものの種類になるということをお聞きしたんです。が、具体的にはどういうことを想定しておられるのか、お願いいたします。

○町田政府参考人 今般の食糧法改正で導入する遵守事項に關しましては、遵守事項を遵守しない出荷、販売事業者に対する勧告、命令、これらの措置に必要な報告徴収及び立入検査の事務が新たに発生することとなるわけでございます。

この場合におきまして、対象事業者の数が相当多数に上り、また活動範囲が県域内に限定される地元密着型の事業者も少なくないと考えられますことから、食糧法の改正案では、都道府県も政令の定めにより権限行使ができるように措置しているところでございます。五十三条でございます。

具体的な国と都道府県の役割分担につきまして、同様に自治事務でございますJAS法の表示規制におきまして、県内業者は県、県を越える業者は国が担当するとの分担が定着していることも参考にながら、今後、地方自治体とも相談の上、都道府県と国との適切な役割分担を検討してまいりたいというふうに考えております。

○高井委員 今、立入検査等も具体的な事務としてあるというふうにございましたけれども、それを都道府県に実際にやってもらうかどうかというのは、この法律の中ではまだ未定だということでしょうか。JAS法上は今はそのようになっていないのでしょうか。

○町田政府参考人 JAS法におきまして、政令で定める規定というのが設けられているところでございます。

今回政令を定めるということでございますので、今後検討するというところで、具体的に何か今

決まっているということではございません。

○高井委員 では、JAS法上でその政令で定めている内容に立入検査等が入っておりますか。

○町田政府参考人 立入検査につきましては、いわゆる並行権限ということになっておりまして、立入検査にかかわる場所の所在地を管轄する都道府県知事、これは立入検査に入ります。また、必要限度で農林水産大臣みずから行うことも妨げないというふうになされているところでございます。

○高井委員 並行事務ということであれば、では、その都度その都度の立入検査で何か問題が起きて、発見されたとき等の最終的な責任体制は、今のJAS法上で結構ですので、どういうふうになっておりますでしょうか。

○町田政府参考人 それぞれが当の立入検査について責任を有しているということでございます。

○高井委員 では、今回のこの食糧法の改正でも同じような形になるということをご想定しておられるということでしょうか。

○町田政府参考人 繰り返しになりますが、JAS法におきましてこういった運用が定着しております。こういうことを参考に、地方自治体とも御相談をさせていただきながら、検討していくということでございます。

〔宮下委員長代理退席、委員長着席〕

○高井委員 それでは、今やっているJAS法上の立入検査等の事務は、都道府県にやってもらっている上で、それは法定受託事務となるんでしょうか、自治事務となるんでしょうか。

○町田政府参考人 自治事務でございます。

○高井委員 今回の事故の件でも、立入検査が十分ではなかったのではないかと、例えば、カビを立入検査して発見できなかったということ、少し消費者の皆さんから批判をいただいた部分が省でもあるのではないかと思います。

そこで、万が一、立入検査で見逃してしまつて、不正流通がこれから起きるかどうかはわかりませんが、見逃してしまつたことに対する責任

を問われたときに、例えば裁判が起きた場合にその訴訟の対象は、自治事務ということであれば都道府県が対象となり得るということでしょうか。

○町田政府参考人 さようでございます。

○高井委員 これは、この改正で新しく項目が第五十三条の一項に入りましたけれども、そうした訴訟の対象となり得る業務も入ってくるという可能性がこれから出てまいります。今、地方自治体もいろいろな面で大変な部分もあらうかと思ひますし、実際に事務をやつてもあらうのであれば、どのような体制で行つてもあらうか、また具体的なことを何をしたらうかというのはいくつか決まなければならないのではないかと思いますし、やはり専門としては農水省が責任を持つてやつていただくかなければならない業務ではないかと思ひますので、その点いろいろと御留意をお願いしたいと思ひますが、大臣から一言お願いします。

○石破国務大臣 それは今局長から御説明を申し上げましたとおり、都道府県、恐らく知事会を窓口としてこれから調整を申し上げることになるのだらうと思つております。

もちろん地方自治体に過度な御負担を負つていただくということではございませんが、それがどの県域によるものなのか、一つの県で自己完結をしようとするのか、複数県にまたがるのか、国がやるのがより実効を上げ得るのか、都道府県がやつた方が実効を上げ得るのか。要は、この法の実効性を確保するためにどちらがやつた方がよろしいでしょうかということに第一に考えねばならないものだと私は考えております。

もちろん、委員御指摘のように、訴訟になったらどうするのだということになれば、相手方は当然都道府県ということになるわけでございますが、やはり行政が適切に執行されるということが一番大事なのだ、そのためにはどっちがよりよいのだという議論はこれから早急に行われるべきものだということに考えております。

面倒なことはどっちが負うんだとか、押しつ

けるんだとか、そういうような考え方はかりそめにも持つてはならないのであつて、繰り返しになりますが、実効を上げるためにどっちがよいかというお話を真摯にしまつてまいりたいと思つておるところでございます。

○高井委員 その点は本当におつしやるとおりで、押しつけ合つたという形ではなくて、不幸な事故事件で関係業者さんを含め、販売の末端におられる皆さんも大変今苦労された。本当ならば責任を負わなくてはいけぬ末端の小売業者の方々までも、風評被害も含めて、いろいろな経営難に陥つたという事例もございました、大臣もよく御認識だと思ひます。

だからといって、現場に一番近い都道府県に全部責任を負わせる、事務等もやらせることになるという話でもないと思ひますので、やはりそれは責任を持つてこれからはきちんとしていただきたいと思ひますし、いろいろな意味で、この事件だけじゃなく医療界でもどこにせよ、訴訟というのがふえていっているのは事実だと思ひます。これは、政府としてもロースクールをふやしたり、弁護士をふやそうという施策もつてきた背景もやはりあるのではないかと思ひますけれども、いろいろな意味でこういう訴訟リスクに対してバックアップもしてあげていただきたいと思ひます。自治事務とはいへ、今まで第一義者としてやつてこなかつたことを新しく業務として負わすということにもなつてくることもあると思ひますので、できるだけいろいろな手だての方をぜひよろしくお願い申し上げたいと思ひます。

そして、この事務を移管するという趣旨はわかりましたけれども、現在、地方農政局と都道府県との間の事務分担というのはどのようなものになるのでしょうか。

○町田政府参考人 お答えいたします。

今回新たに食糧法の改正の規定で、政令で都道府県にもできるという規定を設けていただいておりますので、現在、そういった規定はございません。今回設けさせていただきたいということ

でございます。

○高井委員 では、これからのこの法案の質疑の中で、ぜひ、これからのことを考える上で、今後先々、地方農政局にどのような事務をやつてもらうのか。農水省改革の中でいろいろと議論がされていると思ひますけれども、都道府県にどういったことをやつてもらふのか、大まかなお考えで結構でございますので、今後の方針的なものを聞かせいただければと思ひます。

○町田政府参考人 今お話しいただきましたように、まさに今、現在、農林水産省の抜本的な改革ということで検討が進められております。

今回提出をさせていただいています法案、これを成立させていただいて、どういう形でチェックしていったらいいのか、組織体制といったことについて、まさに検討を進めているところでございます。都道府県との関係、あるいは国と農政局との関係ということでございますので、現時点で直ちに具体的に申し上げることはできませんが、きちつと実効性のある体制を整備するよう、検討を深めて急いでまいりたいということでございます。

○高井委員 大臣は、地方農政局という国の出先である機関にどういったことをメインにやつていったらどうかと、行く行くの省庁のあり方の中で今どのようにお考えになられているか、お聞かせいただけますか。

○石破国務大臣 今議論を行つております。農政局というのは、先生御案内のとおり、米の検査を行つておつた部門あるいは統計を行つておつた部門、これを統合してできたものでございます。ですから、それが地方行政とどういった関係を持つかということの主眼にできた組織ではなくて、米の検査と統計、これをつなげた。それが当省のいろいろな政策のPRとかそういう役割を担つておるわけでございます。

これが今後、省改革の議論の中で、あるいは地方分権との議論の中で、どのように位置づけるべきなのだろうかということは、本当に国でなければ

ばできないこと、複数県にまたがるとか、食品Gメンの仕事のようなものでございます。あるいは統計の正確性とか。それで、本当に残すべきものは何だろうか、その残ったものをやればいいのか。それとも、本省、農政局、農政事務所と流れていく中であって、都道府県でありますとか市町村でありますとか、そういうところの意思疎通を図るという役割を担わせるのか。何がいいのかという議論はしていかなばならないと思っております。

ただ、正直申し上げて、地域の住民に地方農政局が身近な存在であるかといえ、それは必ずしもそうではないんじゃないでしょうか。例えば、徳島農政局というのが、徳島市民の方々のどれだけの御認識になり、何の役割を果たしているかというこの実感があるか。徳島県庁あるいは徳島市役所、そういう方々が、地方農政局って何するところと言つて、県庁と市役所とこんな関係にありますよということが言える方は、農政担当の方の中にも少ないんじゃないでしょうか。ましてや市民の方々に。

ですから、いかなる役割を担わせるべきか。担わせるという言い方がよくなければ、担つていただくべきか。どっちでもいいんですが、そこはよく議論をしていきたいと思ひますし、また、委員会の場でも御議論を賜ればありがたいことだと思っております。

○高井委員 まさに、これから事務分担をやっていく上で、そういう大臣の御認識があるのであれば、やはりいろいろと検討をきちんとやつていただきたいと思ひますし、私もその部分は、事務なりやつていくことを、何をどうやつていつてどう連携していくかという話なしに、とりあえず事務的なことを移管していくということはあり得ない話だと思ひますので、ぜひ早急にいろいろ検討を進めていただきたいというふうに思ひます。

最後に、米粉の新利用促進に関する法案について質問を申し上げたいと思ひますが、それに先立って、先ほど神風議員の質問の中で大臣が農政

を総括しておつしやいました。社会政策としては成功したのではないか、しかし、産業政策としてある意味失敗した部分があつたというふうにお聞きをいたしました。

しかし、自給率がここまで下がつていくということは、安全保障という観点の政策からしても失敗したのではないかとこの私には思ひます。やはり兵糧というのは昔から国を守る上ですごく大事です、その点からも、自給率を上げていくということは、当然の御認識だと思ひますが、大事なことであると思ひます。

しかしながら、そういう産業政策ということの中で、産業政策だからこそ、何もかも市場原理にのつとてやつていかななくてはならないということではやはりないと私は思ひます。大臣も鳥取でいらつしやるから、いろいろな質問の中で御答弁また御意見を拝見しても、まさに、中山間地区や弱いところへの支援というのは必要だという御認識をお持ちでいらつしやると思ひます。

市場の限界というものを是正する役目もやはり政治の側で大事だと思ひますし、その点からも、この農業に関しては、とりわけ特別な形でのさまざまな支援の形を考えていかななくてはならないというふうに思ひます。簡井議員や主簿議員、そして自民党の山田議員の質疑等も丁寧に拝見をさせていただきました。だから、我が党の政策においても、戸別に所得補償をしていくという政策においても、本当ならばかなり御理解をいただけてい

るのではないかと思ひます。そうした上で、改めてちよつと確認というのか、私が聞きたいことを申し上げたいと思ひますが、まず、自給率がここまで下がつてきた原因を何にあると大臣はお考えになつておられるのでしょうか。

○石破国務大臣 教科書的なお答えで恐縮でございますが、自給率が下がつた原因は、米を食べなくなつて、その分のカロリー供給を畜産物あるいは油脂類にシフトさせた結果だということだと認識しております。

そしてまた、それが油脂類の場合では、例えば、サラダ油みたいなものも原材料はほとんど輸入でございます。そして、牛にしても豚にしても鳥にしてもそうですが、それぞれ転換倍率は違ひますが、そのえさは外国からほとんど入れておるわけでございます。結果としてカロリーベースの自給率は下がつていく。教科書的な解説で恐縮でございますが、大体そういうことではないかと認識をいたしております。

○高井委員 私も一緒に認識を持っております。だから、では米を食べてもらう、消費をふやしていくにはどうすればいいかという話の中でこの米粉利用というのもし起つてきた話の一環ではあると思ひますが、そもそも、今回の法の目的として、大臣は何を一番目的として据えていらつしやるのか。

水田フル活用というお言葉もございました。水田フル活用というのは、もうちよつと具体的に教えていただきたいと思ひます。米を多くつくつていくということなのか、それとも、転作をふやしていく、小麦なりほかのものを多くつくつていくということ。両方が含まれておるんだろうと思ひますけれども、いずれにせよ米は多くつくつていくという方向でよろしいのでしょうか。

○石破国務大臣 正確に認識していただくなら申しわけないですが、水田フル活用、農地フル活用ではなくて水田フル活用と申し上げておりますからには、やはりその水田の特性というものを生かしていきたいという含意でございます。

大豆をつくれないうとか、あるいは麦をつくれないうとか、そういうところもたくさんございますわいとか、すべてがすべて汎用水田化しておるわけでもございせんので、そうすると、やはり一番向いた米というものを、そしてまた、面積にもよるんですが比較的つくるのに時間のかからない米というものを、それを生産調整の一環としてつくつていただきたい。それによつて水田を水田らしくフル活用したいという考え方だと承知をいたしております。

○高井委員 まさに、農地フル活用ではなく水田フル活用ということでございます。大臣のおつしやることは私もよくわかります。徳島の山の方の田舎なので、大変つくりにくいところ、転作が難しい地区もございします。だから、米をある意味で多くつくつていくということは、方向性としてベースにあるんだというふうな認識をいたしました。

先ほどの質疑の中でも、これからこの水田フル活用を続けていくのかどうなのかということに關しては、二十二年度については言うべき立場にないというふうにおつしやつたんですかね、そのようにおつしやつたんですが、来年度以降は、また来年の次の大臣が決めるという認識なんですか、どうなんでしょうか。

○石破国務大臣 それは大臣の持続可能性いかんみたいな話になるわけでございますが、そこはやはり政策の継続性というものはあるんだろうと思つておりますし、水田フル活用というのは、何も思ひつきでちよつとやつてみようかというような話ではなくて、やはり農水省の中で、あるいは与党の中で、あるいは委員会の御議論の中で、いろいろと考へた結果としてこれが出てきているものでございます。ですから、これが二十一年単年で終わつてしまつていうような、そんなものだと認識をいたしております。それは恐らく、そのときの、だれが何をやっていくかは存じませんが、時の政府の判断というのはまたあるのかもしれない。

ただ、やはり政策というものが継続すべきものである、そして、それなりの合理性を持つて考へられたものである以上、それはそれとして続くべきものではないかと私は思つております。

○高井委員 だからこそ、今までの質疑を丁寧に読みながら、ああ、本当に、これから先、大臣がどういうふうにお考えになつておられるのかなということが、私も腑に落ちるよう腑に落ちないもので、もう少し詰めてお聞きをしたいと思つています。

ちよつとその前に、水田フル活用の有効利用すべき面積、規模はどのくらいをまず想定しているのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○本川政府参考人 現在、我が国の水田面積は約二百四十万ヘクタールでございます。そのうち約百六十万ヘクタールで主食用の水稲を作付けておりまして、それ以外の農地でいわゆる生産調整を行っているという現状でございます。

このうち、約二十万ヘクタールに及ぶ部分で、調整水田でありますとかあるいは緑肥作物、このような形で人が食べるものではないものを作付けていたり、あるいは水を張っているだけで全く作物が作付けられないという水田が約二十万ヘクタールございます。これは正直申し上げて、人が食べるものをつくっていないということでありまして、今まで御議論いただいたような自給率に貢献をしていない、そういう部分でございます。それから、それ以外に主食用の過剰作付の面積が約五十万ヘクタールございます。私どもとして、この二十五万ヘクタールの有効活用を図っていくことが課題であるというふうに考えているところでございます。

○高井委員 まさに耕作放棄地もふえている状況でもありますし、いろいろこの水田の有効利用というのをやっていただきたいと思いますけれども、どなたかの質疑でもありましたように、米粉として売る販売価格、用途別の販売価格と、主食用米の用途別価格は、この農水省からいただいた資料の中でも約三倍の価格差があります。一トン当たり米粉だと八万円、主食用米だと二十四万円です。やはりこの差額というのはいかに大きくて、米粉をつくっていったらもうおとうというふうには動機づけするに十分なハードルが高いのではないかとこのように思ひます。

いろいろな形の支援策も必要だと思ひますけれども、そもそも私の感じからすると、米をつくって、本当はそのままをほとんど消費してくれば消費量がふえていくにもかかわらず、わざわざおいしいお米を粉にまでして食べなければいけない

状況、それに税金を補てんしていないかなくてはならない状況というのは、根本的にやはり限界がいつか来るのではないかとこのことを心配しているんですが、いかがでしょうか、大臣。

○石破国務大臣 同じ思ひは私も実はございます。

ただ、御飯を一日もう三膳というか、朝昼晩もう一杯というか、食べていただければ、八、三、二十四で二四％自給率は上がるわけでございます。それができれば苦労はないということ、なかなかお米の消費が伸びない。

さすれば、パン用の米、米粉米、どっちでもいいんですが、意外と受けている。それを一過性に終わらせるという先ほど神風委員でしたか御指摘もいただきましたが、食べてみたらおいしいじゃないのと。なかなか、もちもちして、何というんでしょうか、それ向きの、例えばビザ的なパンとかあるいはホットドッグ用のパンとか、やってみたらおいしいじゃないというふうなことで、私は需要が伸びる可能性はあるんだろうと思ひております。

また、えさ米につきましては、これをやらないと自給率がそもそも上がりません。では、トモロコシつくってみるとか、そういうことを日本でも言ってもそれは無理なのであります。西委員のお話にもありました、これから多収種米みたいなものを考えていったときに、自給率を上げていくとすれば、やはり、えさ米というのはそれはそれでやっていかねばならぬだろう、米粉米というのはそれはそれで需要の拡大ということをやつていかねばならぬだろう。

わざわざ税金を使って米粉米でパンなどをつくるのかという思ひは、それは私も共有します。ただ、お米をお米として食べていただくことに、これから先、物づく可能性があれば話は別なのですが、努力の限界というものが、どうもこう、私も二十数年やっておつて見えてきておりまして、そうするとそこを補うものは、やはり新規の需要ということに努力をせざるを得ないのではないかと

感じを持っております。

○高井委員 私も、米粉パン、おいしいと思ひます。好きです、食べてみて。

しかし、でもお米自身そのまま食べるのも好きです。やはりパンにすることの、一つの問題は、大臣のおっしゃることはすごくよくわかるのですが、やはりどうしても、パンのつけ合わせは漬物とか煮物じゃないんですね。どうしても油物。さっき大臣が冒頭おっしゃった、自給率の低下の根本原因の一つにもなっている油脂類がふえた。どうしても、パンのつけ合わせにみそ汁というふうにはなかなかならない。米粉パンだったらなるかもしれない。私はそれは平気なんです。でも、パンのつけ合わせに漬物、煮物という形にはなかなかならない。

そうすると、附属物の副菜の自給率も上げていくという面では、やはり根本的に米を食べてもらふということに努力をしなくてはならないということだと思います。その意識は多分すべての方が共有している。

そこなんです。米が安くなったら消費はふえるんじゃないでしょうか。どう思ひますか。

○石破国務大臣 それもずっと昔からある議論で、米の価格弾力性いかにという話になるんですよ。つまり、委員は流通、小売の業界にいらつしゃいましたから私よりもはるかに御案内だと思ひますが、価格弾力性が小さいと言われてきました。米というのは、つまり、値段を安くしたからといって、消費がそんなにふえるものじゃありませんよという話でございます。

ただ、小麦が上がつてパンが高くなると、やはり米の消費がふえたということがございました。価格弾力性が確かに余りないのですが、しかし全くないかといえ、そんなことはないだろう。米の値段が下がれば、それなりに消費はふえると思ひます。ただ、それがどれぐらいなのかというところは、かなり精密に議論をしていかなければならないことですが、安くなったから需要もふえ

ると考えるのが普通の考え方だろうとは思ひ上げられます。

○高井委員 私もそうだと思います。現実的に、小麦が高くなったときに米の消費が少しでもふえました。ふりかけの消費もふえた等のデータとかニュースもございました。そうではないか、大臣の御認識とおりなんではないかというふうに思ひます。

そこで、我々民主党が持っている、生産調整に加わるかは農家が判断して、米は基本的につくつていってもらおう、ふやしていってもらおう、そして所得補償をするという税金の使い方を、米自体が下がった分を所得補償して、農家に直接所得を補償して、いこうという政策に大きくかじを切るべきときではないかということで、法案を出させてもらっているわけでありまして。

そのときに、大臣も、どれほど値段が下がっていくのか、また農家に対するどれほどの補償がやってくるのか、多様な制度設計が必要である、検討というかシミュレーションも必要であるというふうなことも御質疑の中でおっしゃっていました。

これは先般の三月五日の参議院予算委員会の中での主決議員の質疑の中で、今の生産調整のあり方というものがベストであれば、なぜベストなのか、今後もベストなのかということ論証しなければ政策にならないという御答弁を大臣、されております。

その後について、何年か前に、生産調整に関して、やめた場合、続けた場合、続いている現在と比べてどうなっていくのかというシミュレーションをしてみなければ議論にならないでしようというところを政府に申し上げましたと御答弁でございまして。

これは、この後、シミュレーションなりなんなりなされたり、検討をされている途中なんですよ。今農政の長にあられる大臣の立場で、生産調整を選択性にして所得補償なりをした場合のシミュレーションをするということをお考えになつ

ておられるのかどうか。これはいい悪いではなくて、こういう検討も始めているのか、始める御意思があるのか、教えていただきたいと思っています。

○石破国務大臣 これは何度も答弁をしておりますが、シミュレーションはしなければ、政策はある意味科学でございまして、シミュレーションした上で、その前提は一体何であるのか、それも明らかにした上で、政策が正しいかどうかの検証を行われるべきだと私は思っております。ですから、シミュレーションは行いますということは何度も今まで申し上げてまいりました。

ただ、一部に報ぜられているように、こういうような類型に決めてシミュレーションを行っていると、そのような報告は私は受けておりませんが、シミュレーションはやらなければなりませんし、作業はいたしておるものと承知をいたしております。

そこは前提がたくさんありますので、世の中に、世間様に、こういうシミュレーションを行いました、前提はかくかくしかじかこういうものというものがきちんと出せる作業が必要なんだと思っております。最初に何か答えを設定して、それに向いたようなシミュレーションをやるとか、そのようなことをやるつもりは全くございませんで、本当にいろいろなことを議論したい。

委員御指摘の、何年ぐらい前なんでしょう、七八年、もっと前かもしれません、生産調整を、二の三で全部やめたらどうなるかというシミュレーションは、まさにシミュレーションですが、私、一議員として自民党の部会で政府にお願いをしたことがございます。やはりそれをやってみませんと、生産調整を全部やめたらどうなるんだと。世の中には、生産調整を全部やめたら、いつか需給が均衡してみんな幸せになるみたいな議論も存在しないわけはありません。やはりそれはちゃんと議論してみなければいけないではないかということで、過去、お願いしたことはございます。

○高井委員 私も、大臣と本当に認識が一緒なんですよ。だから、ぜひ具体的にシミュレーション

をしましょう。今、変えなくてはいけないという御認識、いろいろな問題点、御答弁の中で何度もおっしゃってられます。参加していない農家の方が結局メリットを受けるということも先ほど御答弁なさっておりますし、消費者に転嫁して、消費者負担で価格維持政策をしているというのは、やはり限界が来ていると思います。

そして、この御時世です。OECDの貧困率調査で、不名誉にも先進国の中で第三位という、貧困率が上がっているということも調査で出されておりますし、生活保護の世帯もふえているということも、またパートやアルバイト、派遣、契約等の方々の賃金が低いということも、多分もう大臣はよくよくおわかりの上だと思えます。そういう大変生活が苦しい方々もふえている。やはり米が、主食がおかないっぱい食べられる、安くなるということとは一つ大事なことでありますし、もちろんそれがすべてだとは申し上げませんが、しかし、検討をしていくべき時期が来ているというふうに思います。

とりわけ、もう一点だけ、学校給食について伺いたしたいんですが、先ほど大臣もおっしゃってましたね、学校給食の米飯化が大事だ、進めていきたいという御答弁がいろいろなところでもございました。その皆さんが進めているところとおっしゃる米飯化、今この障害となっているものは何か、逆にお教えいただきたいと思えます。

○尾崎政府参考人 お答えを申し上げます。

米飯給食につきましては、昭和五十一年の導入以来、望ましい食習慣の観点ですとか食文化の継承ですとか、その教育的な意義を踏まえまして推進をしております。その実施の回数も着実にふえているものと思っております。また、今後もこれをふやしていく必要があるというふうに考えているところでございます。

現在、この米飯給食を今後さらにどう進めていくのかということにつきまして、私どもの地場産物の活用推進に関する協力者会議というところで専門家による検討をしていただいているところで

すが、今お尋ねの障害というよりは、米飯給食を今後さらに進める場合の課題ということで議論になっておりまして、それを幾つか申し上げたいと思います。

委託炊飯、これは過半の学校で御飯を業者などに委託をして炊いているという実態にあるわけでございますけれども、委託炊飯の場合には、パンよりも御飯の価格が高い。二十年の実態調査で十七円差ぐらいあるということでございまして、米飯給食の回数をこれ以上ふやすと、その分だけ食材の保護者負担というものの増を招くということが一つの課題というふうに考えているところでございます。

また、自校炊飯の場合には、これは御飯代というよりは米代で済むわけでございますので、委託炊飯のような食材の保護者負担増ということはないわけでございますが、また別の観点から、御飯を自校あるいは共同調理場で炊くということになりますと、御飯給食ですと、いわゆるおかず、主菜、副菜を充実することが必要であるということから、そのための設備の整備が新たに求められるというように、委員の間からは指摘は出ております。

それから、米飯給食一般に言えることでございまして、洗う手間、これは炊飯器あるいは食器の洗う手間、労力がパンの場合に比べてかかるというように課題も出ているところではございます。

今農林水産省もこの協力者会議にオブザーバーとして来ていただいておりますけれども、今申し上げましたような保護者負担の軽減ですとか、施設設備の整備の支援ですとか、そういった観点から、農水省とも今後連携を強めて、課題の克服に力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

○高井委員 大臣、今聞いても、やろうと思っただけ早く。そして、高いということ、給食費にはね返るというお話がございました。もちろん洗う

手間等も大変かもしれませんが、子供たちのために、洗う手間を少しかけて、社会でこの完全米飯化を支えていくということとはできなくはないと思います。

給食のものととの由来というのは、戦後、アメリカで小麦が多量に余って、それを日本の国民に食べてもらおうと。その背景には、アメリカ議会での質疑の中でもいろいろあったようでありまして、幼少のころにパンの味を覚えれば、一生日本人はパンを食べるようになるだろうというようなこともあったようでありまして、事実、やはり幼少のころの味というのは年をとってから懐かしく、ずっと食べ続けるといふふうに思います。

そして今、高齢化社会、実現しておりますが、昔、食が余り十分に食べられなかった世代の方が、今とても長生きしておられる。だから、逆に言うところ、和食というか日本食が健康にいか資するものであるのかということの証明でもあろうかと思えますし、今、食が多様化し過ぎていて、せめて学校だけでも伝統の和食をできるだけ食べさせてもらいたい、そしていいものを食べさせてもらいたいというふうに思います。

家庭生活にいろいろな食の指導とか踏み込むのは政治は無理ですし、するべきでないと思えます。少なくとも、でも学校という公的現場で伝統食を食べ、安全なものを食べ、おいしいものを食べ、日本を好きになり、行く行くは、これをつくってくれている地域の方々の顔を考えながら食事をするというのは本当に大事なことでありますし、でき得る限り、米飯化を進めていただきたいと思えます。

本当に、幼少のころ覚えた味をずっと食べ続けるということ、後々の米の消費をふやします。それに加えて、健康にもよいし、食育にもいいわけですし、地産地消の観点から安全である。そして、自分の子供や孫に食べさせようと思うと、近所の人たちも、安全なものをつくろう、いいものをつくらうというふうに努力をされるはずだと思います。それに加えて自給率向上にも資するとい

うこともあれば、本当に、悪い点はないはずでありますね。

洗うのが大変というお話もございましたけれども、環境負荷は実は低いのではないかと思います。油物を使わないと洗剤が余り要りません。この間、油脂がふえたということを大臣おっしゃっておられました。油物を洗うにはどうしても大量の洗剤が要ります。戦後、やはり合成洗剤がぐっとふえておりますし、昔は、米だけであれば、本当に洗剤がなくて洗っても、たわしで洗えば十分きれいになるんですね。ぬるぬるも残らないし。そういう点からするとメリットもあるわけですし、これに安いのが加われば、すごくいいと思います。

いろいろな点からもメリットがある学校給食の米飯化、それから消費をふやす政策において、いろいろと御検討をいただきたいと思ひますし、大臣がいろいろなことをシミュレーションなさる中で、ぜひ、即でできることは早くやっていただければと思ひますので、最後に御決意をお聞きして、終わります。

○石破国務大臣 ありがとうございます。

今、文科省からるる御説明がありました。私、ちよくちよく言っているんですけども、高知県の南国市、あそこでは週五日米飯給食なんです。ね。そして、あそここの棚田でできたお米を子供たちが週五日食べている。

何でそれができたかといえば、一升炊きの家庭用の一等大きな炊飯器、これで十五人分ぐらい炊けるんだそうですね。これが二台あれば大体一クラス。その家庭用の電気炊飯器を学校に持ち込んで、十二時きっかりに炊き上がるということをやった。そうすると、テフロン加工ですから洗うのも簡単ということもある、そして調理員の方の負担も少ない。そこにおいては、やはり自治体の理解もあり、JAの理解もあり、学校の理解もあり、それで子供たちが給食を残さなくなったというの、私は大変なことだと思ひつています。そして、このおいしいお米をだれがつくつてく

れたのかなというのを子供たちが見に行く。おじいさん、おばあさんが、わしらがつくつたんだよという話をする。ああ、すごいんだ。

私は、そういう地道な取り組みが必要であつて、国がそれに何が応援できるかということを実際に考えるべきだと思ひます。本当に、子供たちがお米を食べる、そしてだれがつくつたのかということを確認し、感謝する。そして、つくる人が、あの子たちが喜んでくれるんだということで、それを生きがいという表現で使っているかどうかはわかりませんが、それが誇りになっていく。私は、それがあるべき姿じゃないか。

この間、官房長官が米飯給食をふやしたいみたいな御答弁をいただきました。ありがたいことでもあります。週四日ということを目指しておりますが、できれば週五日、そしてそれも地元のお米を食べる。それは与野党ともに一緒に努力をしていくべきことだというふうに認識をいたしておりますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

○高井委員 ありがとうございます。

実は、給食費の未払い等の問題も背景にもふえております。いろいろな問題がありますので、ぜひ検討を進めていただければと思ひます。

○遠藤委員長 菅野哲雄君。

○菅野委員 社会民主党の菅野哲雄です。

最初に、米のトレーサビリティー法案に関連して、米の流通のあり方について質問いたします。昨年の事故米流通事件は、主食である米の問題であつただけに、食の安全に対する強い消費者不信を招きました。輸入によるミニマムアクセス米が食用として用いられたこと自体、この事件で初めて知つたという方もおります。このような事件を二度と繰り返すことのないよう、私も社民党もトレーサビリティーの実現を求めてきましたから、法案については基本的に歓迎いたします。ただし、この際であれば、EU並みにすべての食品と飼料にトレーサビリティーを義務づける、あるいはすべての加工食品に原料原産地表示を義務づ

けるくらいまでに踏み込んでほしいというのが率直なところでございます。今後の課題だと指摘しておきます。

そこで、まずお伺ひしたいのは、トレーサビリティーの対象品目です。法案では政令で定めることになっておりますが、食用でない飼料米、あるいは加工原料用に使われるふり下米、くず米も対象に含まれるかどうか、お答え願ひたいと思ひます。

なぜこのようなことを聞くかというと、主食用、加工用、米粉、飼料用、さらにはバイオエタノール用など、米は用途別で大きく価格が異なり、主食用と飼料用では八倍近い価格差があるものと承知しております。ここにMA米も入ってくるわけですから、消費者に見分けのつかない米が市場に流通しているわけで、不平等な利益を上げるための横流しをいかに防止するかが問われています。

先ほども議論になっておりますけれども、食糧法の改正で業者に守らせる遵守事項を定めるというの、これはこれで理解しますけれども、トレーサビリティーの次で具体的にどのように横流しを防いでいけるのか、御説明願ひたいと思ひます。

この二点について答弁願ひます。

○町田政府参考人 まず、非主食用の飼料米あるいは加工原料用のふり下米のお尋ねでございます。

これは米穀でございますので、トレーサビリティーの対象品目に含まれることになるところでございます。

また、食糧法改正案とあわせて提出をさせていただいておりますトレーサビリティー法案において、横流れ防止にどのような機能が果たせるのか、二点目でございます。

このトレーサビリティー法におきましては、米穀を取り扱います事業者に対して、取引記録の作成や保存を義務づけることとしていただいております。この取引記録でございますが、これは食糧法に基づきまして、米の横流れを取り締まる際にも活用できるものでございます。この取

引記録をたどることによりまして、横流しの事実の有無を調査し、必要に応じて食糧法に基づく勧告や命令につなげることが可能となると考えております。

このように、両法を一体として適切に運用いたしまして、米の横流れの防止に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○菅野委員 今の件については後ほどもう少し大臣とも議論していきたいというふうに思ひますけれども、次の質問に移ります。

EUでは、事業者が原料を受け入れた量と販売した量をロットごとに把握していく内部トレーサビリティーが牛肉などで義務づけられています。米の流通販売業者は、複数の生産者や業者から異なる時期に仕入れと販売を行っていると思ひます。ですから、仮に事故が発生した場合に、ロットごとに出入りを把握しておけば、事故原因の特定や製品回収に非常に役立つわけです。法案の第三条では、取引の基礎的な記録に加え、記録、保存すべき内容を主務省令で定めることが可能となっておりますが、主務省令で定める事項に内部トレーサビリティーを位置づけるべきだと思ひます。このことについていかがでしょうか。

○町田政府参考人 御指摘をいただきましたように、具体的な記録の仕方は主務省令で定めることとしておるところでございます。

食品事故の発生時に、原因の調査、問題商品の追跡を迅速かつ的確に行うためには、入荷したものと出荷したものとの対応関係、いわゆる内部トレーサビリティーを記録しておくことが有益だというふうに考えております。

一方で、事業者のコスト、また実行可能性の問題もあろうかと思ひます。その取り扱いにつきましましては、関係者との意見交換や実態の調査を重ねまして、本年夏ごろを目途に成案を得られるように検討してまいりたいというふうに考えております。

○菅野委員 次に移りますけれども、これは以前にも質問させていただいたんですが、米流通につ

いては、食糧制度の時代、さらには旧食糧法、計画流通制度の時代と異なり、二〇〇四年の食糧法改正で流通ルートは原則自由化になりました。出荷、販売業者は届け出制で、事業規模が二十トンの業者はそれと必要ないですね。

平成十九年時点での数字で米の出荷、販売業者数は八万四千三百四十五になっているわけですが、最新の数字ではどのくらいになっているのでしょうか。この数字は届け出された事業者の数字だとしたら、届け出を行っていない業者も含めるとどのくらいになるのでしょうか。そして、届け出が不要な小規模業者も存在しているときに、トレーサビリティが完全に機能するかどうか懸念するわけです。この懸念をどのように払拭していくのか、お答え願いたいと思います。

○町田政府参考人 私の手元にある数字でも、米の出荷、販売業者は八万四千という数字でございす。申しわけございません、これが今手元にある数字でございす。

また、この届け出対象規模以下の、二十精米トンの業者は今回のトレーサビリティ法との関係でどうなるのかでございす。今回の米トレーサビリティ法案の対象事業者につきましては、米穀を取り扱うすべての事業者を対象とすることといたしております。したがって、食糧法におきまして届け出を不要といたしております二十精米トン以下の事業者につきましても、今回の米トレーサビリティ法で米穀等の取引の記録が義務づけられるということとでございす。

○菅野委員 これは以前にも指摘したんですが、米の流通が登録制や許可制であれば事業者の管理も困難でないと思うんですが、届け出制で、小規模事業者はそれさえも不要となっていると流通のトレーサが途切れてしまうのではないのでしょうか、このことなんですね。今、届け出も必要ないんだ、トレーサの対象になるとは言っているけれども、どう事業者を把握していくのが困難になるんじゃないでしょうか、このことをずっと指摘してきているわけです。私も少なくとも登録

制や許可制であってほしいというふうに思うんですけども、完全に自由化した中で非常に困難が伴うんじゃないか、私はこのことを指摘しておきたいと思ひます。これからの議論がいかなきゃならない課題だというふうに思っています。

関連してですが、トレーサビリティは、事故など問題が発生した場合以外でも日常的に点検や検査が行われるものと考えているわけですが、この点はどのようになっているのか。検査や点検は定期的に行われるのでしょうか。それから、トレーサビリティ制度の監督ですが、これは農水省のどの機関が担うのでしょうか。

当然、米の流通は各県を越えて全国にまたがるわけですから、自治体主体というわけにはいかないだろうというふうに思ひます。しかし、農水省改革でも地方分権推進委員会の第二次答申でも地方農政事務所の廃止が盛り込まれているわけ、実際にだれがこの制度の実施主体となるのかよくわかりません。先ほどの答弁では今後十分検討していくということが答弁として行われていますけれども、制度を担う部局、人員配置が決まらなければ絵にかいたもちなのではないでしょうか。私は、監視体制をどのように強化するかはこの点が大きくかわってくるというふうに思ひます。

それから、先ほどからも議論になっていますけれども、主食である米、あるいは農業振興というのはしっかりと国が関与して行うべきだ、このことを申し上げておきながら、答弁願いたいというふうに思ひます。

○町田政府参考人 まず、どういう頻度で検査を行っていくかというお尋ねがございました。農林水産省といたしましては、流通過程におけます検査、監視を適切に実施するという観点から、御指摘いただきましたように、一定の頻度で検査を行いますとともに、内部告発といった情報提供があった場合には迅速に抜き打ち検査を行いたいというふうに考えているところでございす。

また、この流通監視をする体制でございすが、

先ほど来御説明をさせていただいているところでございすが、消費安全部門におけます表示規制、そういった他の分野におけます立入検査のノウハウを生かしながら、これと一体的に流通監視ができるような体制を整備したいというふうに考えているところでございすが、今まさに検討中というところでございす。実効性が上がるように、国と県の役割分担のあり方、本省と地方局、地方農政事務所との分担のあり方、そういったことを検討してまいりたいというふうに考えております。

○菅野委員 大臣、このことだと思ひます。先ほど横流しの問題をどう監視していくのか議論いたしました。主食用、加工用、米粉、飼料用、バイオエタノール用あるいはMA米という、これくらい価格の違うものが流通しているわけです。これをどうコントロールしていくのかというのは、一定の頻度というふうに言われていましたけれども、ここを徹底するような監視体制がなければ防げないというふうに私は思ひますね。

そのときに、今行われている、地方農政事務所等も含めて、農水省全体の組織がどうあったらいいのかという議論がなされている。先ほどの答弁でもありましたけれども、地方自治体との関係をどうしていくのか等も含めて議論していくというふうに答弁なされておりますけれども、私は、主食たる米は国の管理でしっかりと行っていく体制をつくるという観点で組織論というのがあるべきだというふうに思ひますね。

このことを今後の組織論のあり方に大臣としてどう反映させていくのか、私は石破大臣の力にかかっているというふうに思ひます。早急にこれから議論して体制をつくり上げていきますという答弁ですけれども、この視点を失わないように議論していただきたいと思ひますが、大臣の考えをお聞きしておきます。

○石破国務大臣 一定の頻度とはどれぐらいをもつて一定なのか。例えば一月に一回とか、一週間に一回とか、年に一回とか。こは言葉の遊びをするつもりはありませんが、やはり何カ月

に一回、一回だと、そろそろまた来るなみたいな、そういう感じになっちゃいますので、そこはかなり抜き打ちもふやし期間も置いて、というよりも、いろいろな幅を持たせてやるべきなんだろうと思ひています。

それはどうでもいいんですが、どうすれば本当に安全、安心が担保されるのか、そのためにはどれぐらいの人間が必要なのかというふうな議論の立て方をしていかねばならないので、これぐらいの人員しかいないからこれぐらいの検査しかできませんというふうな話は本末転倒だろうというふうに考えております。

あわせて、これは米だけでいいのかという議論がやがて出てきます。必ず出てきます。与野党ともに御指摘をいただいておりますように、その実効を上げるために相当詰めていかねばならないことはありますが、米だけでいいのか、ほかのものもちゃんと食べるんだよということから考えた場合に、どれぐらいの人員を、そして地方公共団体との役割分担が適切なのかということは、実効の担保ということを念頭に置いて、早急に答えを出さねばならないものだと思ひます。

○菅野委員 再度要望しておきますけれども、やはり主食である米を中心とした流通というのは、国の責任においてしっかりと管理していくんだという視点をしっかりと持っていたきたいというふうに思ひます。

トレーサビリティとは直接関係ない米の流通問題について質問いたします。

これも以前に大臣に質問したんですが、一般的に米価格の低下は、需要を上回る供給量にあるとされ、生産調整が半ば強制的に行われているわけなんです。しかし、おおむね需給が均衡していた平成十八年度産米でも価格は前年度から下落しているわけで、米価格の低下は需給関係だけで規定できるものとは思ひません。

問題なのは、生産者が価格づけできない農産物にとって、価格形成過程で大きな力を持つて

いるのは川下の大手量販店あるいは流通する米の四割を超える消費をする外食産業ではないでしうか。ここが米価格の継続的な下落をもたらしている大きな要因のように思えてなりません。そのような認識をお持ちかどうか一つ。そして、もしそうだとすれば、米価格の形成と米の流通のあり方について検討が必要だと思いますが、それについての大臣の見解をお聞きしておきたいと思ひます。

○石破国務大臣 先般と繰り返しの答弁になりましたが、お許しをいただきたいと思ひます。

出荷段階におきましては、従来は主流でありました全農等、全国出荷団体を通じた委託販売、これが全生産量の四割程度にとどまりまして、最近では農協等の直接販売あるいは生産者の方の直接販売の取引が増加をしておるわけでございます。したがって、消費者の方々が小売業者や産直で精米を購入されます量三百万トン、それと外食中食を通じて米を消費される量二百八十万トン、これはほぼ同数になっておるということでございます。

米の取引価格を見ると、委員御指摘のように、消費の減少に対して生産が過剰だと。外食業者などはコスト意識が高いことなどによりまして、下落傾向で推移をいたしております。他方で、生産者の直接販売における価格を平均的な販売価格と比較しますと、手取りを確保しながら中間マージンが省けることにより安く販売している事例がある一方、減農薬等の付加価値により高く販売している事例もあるというふうに、いろいろなことがあります。

どうしてこんなに安いんだろうという議論をしますときに、大手の小売さんに優越的な地位というものが普通あります、大資本です。それが優越的な地位を濫用して不公正な取引を行ったというようなことは望ましいことではありません。そういうことについては、当然、私も対処したいかねばなりません。

ただ、それが、委員が先ほどから御指摘になっ

ておられますように、登録制とかそういうようなものになって、以前のような食糧制度、もちろんそれを念頭に置いておられるとは思ひませんが、食糧制度のようなものをもう一回どうだろうかという御提案を含むものであるとすれば、私は、それはやや違うのではないかと思っております。

なぜ安いのかということに対しては、供給が過剰だというのは、やはり基本的にはそうなんだと私は思ひます。供給は過剰じゃなくても安くなったんじゃないかというのは委員御案内のような理由があるわけで、そこは単純に需要と供給だけで価格が決まる世界ではございませんが、私が思っておりますのは、やはり生産者の努力が報われない、そういうような流通の形態がありとせば、そのことはやはり問題視していかなばならないのではないかとかねてから思っておりますところでありま

す。○菅野委員 これからもこの点は議論していかなきゃいけないと思ひますが、生産費を割る米の価格というのは異常な事態だというふうに思ひますね。それがどういう形で価格形成されているのかということ考えたときに、やはり先ほど言ったように、大手量販店あるいは外食産業が価格形成の主導権を握っているというときに、そのことをどう考えていくのかということとしては、私は、米の価格の上昇あるいは生産費を割るような状況の解決にはつながっていかないんだという視点があるわけ

です。それで、そこを補うためにということ、国の直接所得補償的な制度を導入したときには、低価格が固定化してしまうという現状もあるわけですから、自由競争の中でいかに価格形成のあり方というものをコントロールしていくのかというのは、私は、主食ということを考えれば、みんなこのことの議論を行っていかない限り、解決できないんじゃないのかなというふうに思っております。私は、単に直接的な所得補償だけで解決できる問題じゃないということだけ申し上げておきたいというふうに思っております。

これも以前に質問いたしました

ついで再度質問いたします。

米の品位等の検査、米穀検査ですが、精米してしまつと、一等、二等、三等の格差はなくなり、消費者には関係ないものとなつてしまひます。他方、千粒のうち二、三粒の着色粒があれば二等米に格付されたり、一等米と玄米六十キロで千円程度の差が生じると聞いております。

生産者は、ここでも米の値段が安くなるハードルを抱えていることになりま

す。○町田政府参考人 委員、もう十分御承知のことなのでござい

ますが、まず農産物検査の等級でござい

ます。大量かつ広域的に流通いたしますお米等に関しまして、業者間、主として農協と卸売業者さんになろうかと思ひますが、におきまして現物を確認することなく等級ごとに価格を分けて円滑に取引をする、そういうことを可能にするということ

で設けられております。等級につきましては、お話しいただいたように、精米にしてみますと違ひがござい

ませんので、消費者の段階ではこういつた等級による品質差がないというのは、そのとおりでござい

ます。もう一点、カメムシの問題でござい

ます。近年、有機農業、また農業を一定以上減少するという環境に配慮した取り組みがなされております。こうした場合、カメムシによる着色粒が増加したしまして、二等米になるケースも見受けられて

いるということも承知いたしております。現在、米の検査の一等比率を見てみますと、八割程度となっております。こうした中で、仮に着色粒の要件を緩和いたしまして一等米としたとき

に、一等米のウエートはふえるわけですが、相対的に評価が下がって価格の低下を招く可能性もあるんじゃないか、生産者にとってそれが果たして得策なのかどうか、そういう点も含めてよく検討を

しなくてははいけないんじゃないかと思ひます。もとより今の農産物検査制度がベストだということはもちろんないと思ひますが、米の流通実態とか、そういうことを踏まえて、私ども、よくよく生産者の方のお話も聞きながら検討していきたいというふうに思ひ

ます。○菅野委員 消費者は一等米、二等米、三等米、関係なくなつてしまつという現実、それを踏まえて、このことも米の流通全体の中で議論する大きな課題ではないのかというふうに思ひ

ます。○町田政府参考人 実需者となられます米粉用を

使いたいという方、また飼料米を使つてもいいという畜産農家のか

なりの数

理解いただきたいと思ひます。

○菅野委員 米粉や飼料米の生産拡大に異論はないわけですが、前回の委員会でも指摘したように、需要がなければ意味がないわけですね。だから、今答弁できないというのは、需要予測が今の段階では把握し切れない。生産する側からの拡大というふうに議論がなされておりますけれども、あわせて、需要側をどう拡大していくのか、両輪でなければならぬというふうに思ふんです。

それからもう一つ、生産者側に生産意欲がなければこれまた進まないわけですね。それで、米粉用の米はキロ八十円、飼料用米についてはキロ三十円ぐらいが販売価格ではないかと思ひます。この価格で採算が成り立つわけがないわけですね。今後、水田等有効活用促進交付金によって、米粉、飼料米の生産については十アール当たり五万五千円の助成が実施されるわけですが、この算出根拠並びにこの額で農家が意欲を持って生産に取り組めるだけの採算性を保障できるのか、この点についてお答え願ひたいと思ひます。

○本川政府参考人 先ほど来お答え申し上げていることの繰り返しになりますが、現に原料用米として既に定着しております加工用米につきましては、助成なしで約九万円程度の収入を確保して取り組んでいただいているわけでございます。私どもは、それに見合うようなものになるように五万五千円の支援をさせていただこうと思つております。

米粉用米につきましては、五万五千円を加えて九万円を超えるような収入、それから飼料米につきましては、わらも利用した耕畜連携対策、それからわらの販売料金、こういうのを入れますと、これも九万円を超えるような、同じような水準を確保していきたいと思つております。先ほど来申し上げているような、このメリットでございませうね、耕種農家にとつてのメリット、こういうものをあわせ御説明することによって魅力を感じていただけるように御説明してまいりたいというふうに考えております。

○菅野委員 米粉と加工用米が均衡をとれるようにという今の説明ですね。この政策でなければだめだというふうに私は思ふんですね。飼料米を、米粉を高くすれば加工用米から米粉にずっと流れしていく、そうすると加工用米を確保することができない、こういう矛盾を抱えているわけですから、それで今五万五千円という根拠はそこにしかないというふうに私は理解しているわけですね。

実際に十アール当たり五百キロとれるとすれば約八単位です。すると、主食用であれば約一万五千円のとときには十二万、二万円だったところは十アール当たり十六万という収入を得るわけですね、けれども、それに対して、一万五千円と比較しても、今言つたように九万五千円という価格設定して、九万円台という価格設定して加工用米と米粉用を確保する、どうしてこれだけで米粉をつくるという生産意欲に結びつけることができるんですかと私は言っているわけですね。

加工用米というのは、ふるい落とし米等を含めて、主食用米を売って加工用米にも流すという形が形づくられているから九万円でもいいというところで流通しているんじゃないですか。米粉は米粉だけで生産していこう、こういう仕組みをつくったときに、主食用米と比較しなければ米粉に移っていかないんじゃないか、私はここを問題視しているわけですね。

だから、主食用米、米粉用米、加工用米、それから先ほど来ずっと言っているように、その他の米の生産という中で米粉生産をどう位置づけていくのかというのは、私はこれから生産意欲を高める上において非常に大事な政策になってくるというふうに思つております。私は、九万円でどんだんどんどん米粉に転作していくなんという状況ではない、このことも今後ともまた議論させていただきたいと思つております。

このことを申し上げて私の質問を終わります。○遠藤委員長 次回は、明十九日木曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。